

第六十五回国会 社会労働委員会 議 録 第十六号

昭和四十六年四月二十一日(水曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 栗山 ひで君

理事 大橋 敏雄君

理事 有馬 元治君

理事 大石 武一君

理事 小金 義昭君

理事 塩崎 潤君

理事 早川 崇君

理事 松山千恵子君

理事 山下 徳夫君

理事 小林 進君

理事 山本 政弘君

理事 渡部 通子君

出席國務大臣

労働 大臣 野原 正勝君

出席政府委員

労働政務次官 大野 明君

労働省労働局長 石黒 拓爾君

労働省労働基準局長 岡部 實夫君

労働省婦人少年局長 高橋 展子君

労働省職業安定局長 住 榮作君

労働省職業安定局長 遠藤 政夫君

労働省職業訓練局長 渡邊 健二君

委員外の出席者

日本専売公社理事 三角 拓平君

日本電信電話公社職員局長 玉野 義雄君

社会労働委員会 濱中雄太郎君
調査室長

委員の異動

四月十四日

辞任

小此木彦三郎君

中島源太郎君

渡部 恒三君

同日

辞任

池田正之輔君

権名悦三郎君

西銘 順治君

同日

辞任

中島源太郎君

箕輪 登君

同日

辞任

塩崎 潤君

堀田 政孝君

同日

辞任

中島源太郎君

箕輪 登君

同日

辞任

堀田 政孝君

同日

辞任

堀田 政孝君

同日

辞任

堀田 政孝君

同日

辞任

堀田 政孝君

同日

辞任

補欠選任

西銘 順治君

権名悦三郎君

池田正之輔君

同日

補欠選任

渡部 恒三君

中島源太郎君

小此木彦三郎君

同日

補欠選任

堀田 政孝君

同日

補欠選任

堀田 政孝君

同日

補欠選任

堀田 政孝君

同日

補欠選任

堀田 政孝君

同日

補欠選任

堀田 政孝君

同日

補欠選任

堀田 政孝君

同日

補欠選任

堀田 政孝君

同日

補欠選任

堀田 政孝君

同日

補欠選任

堀田 政孝君

同(田邊誠君紹介)(第三〇四七号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三〇四八号)

同(津川武一君紹介)(第三〇四九号)

同(寺前殿君紹介)(第三〇五〇号)

同(土橋一吉君紹介)(第三〇五一号)

同(林百郎君紹介)(第三〇五二号)

同(華山親義君紹介)(第三〇五三号)

同(東中光雄君紹介)(第三〇五四号)

同(不破哲三君紹介)(第三〇五五号)

同(細谷治嘉君紹介)(第三〇五六号)

同(松本善明君紹介)(第三〇五七号)

同(美濃政市君紹介)(第三〇五八号)

同(八木昇君紹介)(第三〇五九号)

同(山原健二郎君紹介)(第三〇六〇号)

同(米原和子君紹介)(第三〇六一号)

同(青柳盛雄君紹介)(第三〇六二号)

同(浦井洋君紹介)(第三〇六三号)

同(小林政子君紹介)(第三〇六四号)

同(田代文久君紹介)(第三〇六五号)

同(谷口善太郎君紹介)(第三〇六六号)

同(津川武一君紹介)(第三〇六七号)

同(寺前殿君紹介)(第三〇六八号)

同(土橋一吉君紹介)(第三〇六九号)

同(林百郎君紹介)(第三〇七〇号)

同(東中光雄君紹介)(第三〇七一号)

同(不破哲三君紹介)(第三〇七二号)

同(細谷治嘉君紹介)(第三〇七三号)

同(松本善明君紹介)(第三〇七四号)

同(美濃政市君紹介)(第三〇七五号)

同(八木昇君紹介)(第三〇七六号)

同(山原健二郎君紹介)(第三〇七七号)

同(米原和子君紹介)(第三〇七八号)

同(青柳盛雄君紹介)(第三〇七九号)

同(浦井洋君紹介)(第三〇八〇号)

同(小林政子君紹介)(第三〇八一号)

同(田代文久君紹介)(第三〇八二号)

同(大野謙君紹介)(第三一五九号)

同(大橋敏雄君紹介)(第三一六〇号)

同(近江巳記夫君紹介)(第三一六一号)

同(岡本富夫君紹介)(第三一六二号)

同(沖本泰幸君紹介)(第三一六三号)

同(鬼木勝利君紹介)(第三一六四号)

同(貝沼次郎君紹介)(第三一六五号)

同(北側義一君紹介)(第三一六六号)

同(桑名義治君紹介)(第三一六七号)

同(小濱新次君紹介)(第三一六八号)

同(古寺宏君紹介)(第三一六九号)

同(斎藤実君紹介)(第三一七〇号)

同(坂井弘一君紹介)(第三一七一号)

同(鈴切康雄君紹介)(第三一七二号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第三一七三号)

同(田中昭二君紹介)(第三一七四号)

同(多田時子君紹介)(第三一七五号)

同(竹入義勝君紹介)(第三一七六号)

同(鶴岡洋君紹介)(第三一七七号)

同(鳥居一雄君紹介)(第三一七八号)

同(中川嘉美君紹介)(第三一七九号)

同(中野明君紹介)(第三一八〇号)

同(西中清君紹介)(第三一八一号)

同(林孝矩君紹介)(第三一八二号)

同(樋上新一君紹介)(第三一八三号)

同(広沢直樹君紹介)(第三一八四号)

同(伏木和雄君紹介)(第三一八五号)

同(二見伸明君紹介)(第三一八六号)

同(古川雅司君紹介)(第三一八七号)

同(正木良明君紹介)(第三一八八号)

同(松尾信人君紹介)(第三一八九号)

同(松尾正吉君紹介)(第三一九〇号)

同(松本忠助君紹介)(第三一九一号)

同(丸山勇君紹介)(第三一九二号)

同(宮井泰良君紹介)(第三一九三号)

同(矢野純也君紹介)(第三一九四号)

同(山田太郎君紹介)(第三一九五号)
同(和田一郎君紹介)(第三一九六号)
同(渡部一郎君紹介)(第三一九七号)
同(渡部通子君紹介)(第三一九八号)
同(青柳盛雄君紹介)(第三一九九号)
同(浦井洋君紹介)(第三二〇〇号)
同(小林政子君紹介)(第三二〇一号)
同(田代文久君紹介)(第三二〇二号)
同(谷口善太郎君紹介)(第三二〇三号)
同(津川武一君紹介)(第三二〇四号)
同(寺前巖君紹介)(第三二〇五号)
同(土橋一吉君紹介)(第三二〇六号)
同(林百郎君紹介)(第三二〇七号)
同(東中光雄君紹介)(第三二〇八号)
同(不破哲三君紹介)(第三二〇九号)
同(松本善明君紹介)(第三二一〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第三二一一号)
同(米原利君紹介)(第三二一二号)
同(井上善方君紹介)(第三二一三号)
同(武部文君紹介)(第三二一四号)
同(大出俊君紹介)(第三二一五号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第三二一六号)
同(川俣健二郎君紹介)(第三二一七号)
同(木島喜兵衛君紹介)(第三二一八号)
同(北山愛郎君紹介)(第三二一九号)
同(黒田寿男君紹介)(第三二二〇号)
同(河野密君紹介)(第三二二一号)
同(島本虎三君紹介)(第三二二二号)
同(華山親義君紹介)(第三二二三号)
同(高齡失業者等就労事業の実施に関する請願(井上善方君紹介)(第三二二四号)
同(大出俊君紹介)(第三二二五号)
同(黒田寿男君紹介)(第三二二六号)
同(小林進君紹介)(第三二二七号)
同(齊藤正男君紹介)(第三二二八号)
同(田邊誠君紹介)(第三二二九号)
同(山本政弘君紹介)(第三二三〇号)
健康保険法等の一部を改正する法律案反対及び失業対策事業存続に関する請願外百十五件(華

山親義君紹介)(第三二六九号)
同(外百三十九件(華山親義君紹介)(第三二七三九号)
同(盲人福祉の向上に関する請願(江藤隆美君紹介)(第三二七四号)
同(田中榮一君紹介)(第三二七五号)
同(榮養士、管理栄養士の必置義務等に関する請願(安倍晋太郎君紹介)(第三二七六号)
同(三原朝雄君紹介)(第三二七七号)
同(はり、きゅう、マッサージの健康保険取扱手続き簡素化等に関する請願(安田貴六君紹介)(第三二七四〇号)
建設国民健康保険組合に対する財政措置等に関する請願(有島重武君紹介)(第三二七四一号)
同(大橋敏雄君紹介)(第三二七四二号)
同(古寺宏君紹介)(第三二七四三号)
同(多田時子君紹介)(第三二七四四号)
同(古川雅司君紹介)(第三二七四五号)
同(渡部通子君紹介)(第三二七四六号)
清掃事業の地方自治体直営化による転廃業者の補償救済に関する請願(浦野幸男君紹介)(第三二七四七号)
同(外一件(田中榮一君紹介)(第三二七四八号)
同(細田吉蔵君紹介)(第三二七四九号)
同(塚原俊郎君紹介)(第三二七五〇号)
同(江藤隆美君紹介)(第三二七五一号)
四月二日
健康保険法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(川俣健二郎君紹介)(第三二七五二号)
同(相沢武彦君紹介)(第三二七五三号)
同(浅井美幸君紹介)(第三二七五四号)
同(新井彬之君紹介)(第三二七五五号)
同(有島重武君紹介)(第三二七五六号)
同(伊藤惣助丸君紹介)(第三二七五七号)
同(小川新一郎君紹介)(第三二七五八号)
同(大久保直彦君紹介)(第三二七五九号)
同(大野潔君紹介)(第三二七六〇号)
同(大橋敏雄君紹介)(第三二七六〇号)

同(近江巳記夫君紹介)(第三二七六一号)
同(岡本富夫君紹介)(第三二七六二号)
同(沖本泰幸君紹介)(第三二七六三号)
同(鬼木勝利君紹介)(第三二七六四号)
同(貝沼次郎君紹介)(第三二七六五号)
同(北側義一君紹介)(第三二七六六号)
同(桑名義治君紹介)(第三二七六七号)
同(小濱新次君紹介)(第三二七六八号)
同(古寺宏君紹介)(第三二七六九号)
同(斎藤実君紹介)(第三二七七〇号)
同(坂井弘一君紹介)(第三二七七一号)
同(鈴切康雄君紹介)(第三二七七二号)
同(瀬野栄次郎君紹介)(第三二七七三号)
同(田中昭二君紹介)(第三二七七四号)
同(多田時子君紹介)(第三二七七五号)
同(竹入義勝君紹介)(第三二七七六号)
同(鶴岡洋君紹介)(第三二七七七号)
同(島居一雄君紹介)(第三二七七八号)
同(中川嘉美君紹介)(第三二七七九号)
同(中野明君紹介)(第三二七八〇号)
同(西中清君紹介)(第三二七八一号)
同(林幸矩君紹介)(第三二七八二号)
同(樋上新一郎君紹介)(第三二七八三号)
同(広沢直樹君紹介)(第三二七八四号)
同(伏木和雄君紹介)(第三二七八五号)
同(二見伸明君紹介)(第三二七八六号)
同(古川雅司君紹介)(第三二七八七号)
同(正木良明君紹介)(第三二七八八号)
同(松尾信人君紹介)(第三二七八九号)
同(松尾正吉君紹介)(第三二七九〇号)
同(外十四件(松本忠助君紹介)(第三二七九一号)
同(丸山勇君紹介)(第三二七九二号)
同(宮井泰良君紹介)(第三二七九三号)
同(矢野純也君紹介)(第三二七九四号)
同(山田太郎君紹介)(第三二七九五号)
同(和田一郎君紹介)(第三二七九六号)
同(渡部一郎君紹介)(第三二七九七号)
同(渡部通子君紹介)(第三二七九八号)

健康保険法等の一部を改正する法律案反対及び失業対策事業存続に関する請願(川俣健二郎君紹介)(第三二七九六号)
清掃事業の地方自治体直営化による転廃業者の補償救済に関する請願(門司亮君紹介)(第三二七九七号)
同(小澤太郎君紹介)(第三二七九八号)
同(榮養士、管理栄養士の必置義務等に関する請願(別川修紀夫君紹介)(第三二七九九号)
同(理平療法士、作業療法士受験資格の特例延長等に関する請願(小林進君紹介)(第三二八〇号)
失業対策事業存続に関する請願(相沢武彦君紹介)(第三二八〇号)
同(浅井美幸君紹介)(第三二八〇一号)
同(新井彬之君紹介)(第三二八〇二号)
同(有島重武君紹介)(第三二八〇三号)
同(伊藤惣助丸君紹介)(第三二八〇四号)
同(小川新一郎君紹介)(第三二八〇五号)
同(大久保直彦君紹介)(第三二八〇六号)
同(大野潔君紹介)(第三二八〇七号)
同(大橋敏雄君紹介)(第三二八〇八号)
同(近江巳記夫君紹介)(第三二八〇九号)
同(岡本富夫君紹介)(第三二八一〇号)
同(沖本泰幸君紹介)(第三二八一一号)
同(鬼木勝利君紹介)(第三二八一二号)
同(貝沼次郎君紹介)(第三二八一三号)
同(北側義一君紹介)(第三二八一四号)
同(桑名義治君紹介)(第三二八一五号)
同(小濱新次君紹介)(第三二八一六号)
同(古寺宏君紹介)(第三二八一七号)
同(斎藤実君紹介)(第三二八一八号)
同(坂井弘一君紹介)(第三二八一九号)
同(鈴切康雄君紹介)(第三二八二〇号)
同(瀬野栄次郎君紹介)(第三二八二一号)
同(田中昭二君紹介)(第三二八二二号)
同(多田時子君紹介)(第三二八二三号)
同(竹入義勝君紹介)(第三二八二四号)
同(鶴岡洋君紹介)(第三二八二五号)
同(島居一雄君紹介)(第三二八二六号)
同(中川嘉美君紹介)(第三二八二七号)

昭和四十六年四月二十一日

健康保険法等の一部を改正する法律案反対等に
関する請願（島本虎三君紹介）（第四一五七号）
同（日豊成君紹介）（第四一五八号）

同（田邊誠君紹介）（第四一五号）

同外四件（泰山新書不精介）第四

同（谷山善方良示齋父）第四二四二
司（寺前巖君紹介）（第四二四二号）

同外二件（土井たか子君紹介）（第四

同(藤田高敏君紹介)(第四二四四号)

同外一件（山本弥之助君紹介）（第四

同（川俣健二郎君紹介）（第四三〇五

同（高田富之君紹介）（第四三〇六号）

同外四件（土井たか子君紹介）（第四

同外一件（中嶋英夫君紹介）（第四二

同（成田知巳君紹介）（第四三〇九号）

同外三件（山本弥之助君紹介）（第四

同（青柳盛雄君紹介）（第四三一頁）

同（浦井洋君紹介）（第四三二二号）

同（小林政子君紹介）（第四三三三号）

同(田代文久君紹介)(第四三—四四)

同（津川武一君紹介）（第四三一五号）

同(寺前廳君紹介)(第四三一六号)

同（土橋一吉君紹介）（第四三二七号）

同（谷口壽太郎紹介）（第四三一）

同（名口善太良君紹介）第四三二〇号
同（東中光雅君紹介）第四三二〇号

同（夏口并城）（第四三二）

同（松本善明君紹介）（第四三二号）

司（山原健二郎君紹介）（第四三三三）

同(米原和君紹介)(第四三二四号)

高齢失業者等就労事業の実施に關

(佐々木更三君紹介)(第四一六〇号)

同（北山愛郎君紹介）（第四三六七号）

同（齊藤正男君紹介）（第四三六八頁）

同（高田富之君紹介）（第四三六九号）

同（中嶋英夫君紹介）（第四三七〇号）

同（中谷鉄也君紹介）（第四三七二号）

失業対策事業存続に関する請願（市）

介)(第四一六号)

同(浦井洋君紹介)(第四一六二号)
同(小林政子君紹介)(第四一六三号)
同(田代文久君紹介)(第四一六四号)
同(谷口善太郎君紹介)(第四一六五号)
同(津川武一君紹介)(第四一六六号)
同(寺前巖君紹介)(第四一六七号)
同(土橋一吉君紹介)(第四一六八号)
同(林百郎君紹介)(第四一六九号)
同(東中光雄君紹介)(第四一七〇号)
同(不破哲三君紹介)(第四一七一号)
同(松本善明君紹介)(第四一七二号)
同(山原健二郎君紹介)(第四一七三号)
同(米原昶君紹介)(第四一七四号)
同(卜部政巳君紹介)(第四一七五号)
同(上原康助君紹介)(第四一七六号)
同(勝澤芳雄君紹介)(第四一七七号)
同(川崎寛治君紹介)(第四一七八号)
同(木島喜兵衛君紹介)(第四一七九号)
同(外一件(北山愛郎君紹介)(第四一八〇号)
同(黒田寿男君紹介)(第四一八一号)
同(後藤俊男君紹介)(第四一八二号)
同(外一件(佐藤観樹君紹介)(第四一八三号)
同(外一件(島本虎三君紹介)(第四一八四号)
同(田邊誠君紹介)(第四一八五号)
同(土井たか子君紹介)(第四一八六号)
同(中井徳次郎君紹介)(第四一八七号)
同(西宮弘君紹介)(第四一八八号)
同(外一件(芳賀貢君紹介)(第四一八九号)
同(外十二件(華山親義君紹介)(第四一九〇号)
同(原茂君紹介)(第四一九一号)
同(外一件(広瀬秀吉君紹介)(第四一九二号)
同(藤田高敏君紹介)(第四一九三号)
同(古川喜一君紹介)(第四一九四号)
同(松浦利尚君紹介)(第四一九五号)
同(松本七郎君紹介)(第四一九六号)
同(山口鶴男君紹介)(第四一九七号)
同(八坂正君紹介)(第四一九八号)
同(安井吉典君紹介)(第四一九九号)
同(柳田秀一君紹介)(第四二〇〇号)

同(外六件(横路孝弘君紹介)(第四二〇一号)
同(赤松勇君紹介)(第四二〇二号)
同(卜部政巳君紹介)(第四二〇三号)
同(川崎寛治君紹介)(第四二〇四号)
同(外五十二件(北山愛郎君紹介)(第四二〇五号)
同(黒田寿男君紹介)(第四二〇六号)
同(後藤俊男君紹介)(第四二〇七号)
同(佐藤観樹君紹介)(第四二〇八号)
同(齊藤正男君紹介)(第四二〇九号)
同(島本虎三君紹介)(第四二一〇号)
同(田中武夫君紹介)(第四二一一号)
同(田邊誠君紹介)(第四二一二号)
同(土井たか子君紹介)(第四二一三号)
同(中井徳次郎君紹介)(第四二一四号)
同(芳賀貢君紹介)(第四二一五号)
同(外四件(華山親義君紹介)(第四二一六号)
同(日野吉夫君紹介)(第四二一七号)
同(広瀬秀吉君紹介)(第四二一八号)
同(古川喜一君紹介)(第四二一九号)
同(山口鶴男君紹介)(第四二二〇号)
同(山本弥之助君紹介)(第四二二一号)
同(青柳盛雄君紹介)(第四二二二号)
同(浦井洋君紹介)(第四二二三号)
同(小林政子君紹介)(第四二二四号)
同(田代文久君紹介)(第四二二五号)
同(谷口善太郎君紹介)(第四二二六号)
同(津川武一君紹介)(第四二二七号)
同(寺前巖君紹介)(第四二二八号)
同(土橋一吉君紹介)(第四二二九号)
同(林百郎君紹介)(第四二三〇号)
同(東中光雄君紹介)(第四二三一号)
同(不破哲三君紹介)(第四二三二号)
同(松本善明君紹介)(第四二三三号)
同(山原健二郎君紹介)(第四二三四号)
同(米原昶君紹介)(第四二三五号)
同(赤松勇君紹介)(第四三三六号)
同(井上普方君紹介)(第四三三七号)
同(岡田利春君紹介)(第四三三八号)

同(川俣健二郎君紹介)(第四三三九号)
同(木島喜兵衛君紹介)(第四三四〇号)
同(北山愛郎君紹介)(第四三四一号)
同(外四件(佐藤観樹君紹介)(第四三四二号)
同(島本虎三君紹介)(第四三四三号)
同(田中恒利君紹介)(第四三四四号)
同(田邊誠君紹介)(第四三四五号)
同(高田富之君紹介)(第四三四六号)
同(外九十九件(千葉七郎君紹介)(第四三四七号)
同(辻原弘市君紹介)(第四三四八号)
同(外七件(土井たか子君紹介)(第四三四九号)
同(中嶋英夫君紹介)(第四三五一〇号)
同(中谷鉄也君紹介)(第四三五一一号)
同(成田知巳君紹介)(第四三五一二号)
同(外八件(華山親義君紹介)(第四三五一三号)
同(日野吉夫君紹介)(第四三五一四号)
同(広瀬秀吉君紹介)(第四三五一五号)
同(古川喜一君紹介)(第四三五一六号)
同(松浦利尚君紹介)(第四三五一七号)
同(八坂正君紹介)(第四三五一八号)
同(山本幸一君紹介)(第四三五一九号)
同(外七件(横路孝弘君紹介)(第四三五二〇号)
同(青柳盛雄君紹介)(第四三五二一号)
同(浦井洋君紹介)(第四三五二二号)
同(小林政子君紹介)(第四三五二三号)
同(田代文久君紹介)(第四三五二四号)
同(谷口善太郎君紹介)(第四三五二五号)
同(津川武一君紹介)(第四三五二六号)
同(寺前巖君紹介)(第四三五二七号)
同(土橋一吉君紹介)(第四三五二八号)
同(林百郎君紹介)(第四三五二九号)
同(東中光雄君紹介)(第四三五三〇号)
同(不破哲三君紹介)(第四三五三一号)
同(松本善明君紹介)(第四三五三二号)
同(山原健二郎君紹介)(第四三五三三号)
同(米原昶君紹介)(第四三五三四号)

終戦後外地死没満蒙开拓者遺族に対する処遇に
関する請願(井出一太郎君紹介)(第四二〇二号)
医療保険制度の改革に関する請願(木島喜兵衛
君紹介)(第四二〇三号)
はり、きゅう、マッサージの健康保険取扱手続
き簡素化等に関する請願(松平忠久君紹介)(第
四二〇四号)
失業対策事業就労者の所得制限撤廃に関する請
願(川崎寛治君紹介)(第四二〇五号)
看護婦不足対策に関する請願(土井たか子君紹
介)(第四二〇六号)
健康保険法等の一部を改正する法律案反対及び
失業対策事業存続に関する請願(麻生良方君紹
介)(第四二〇七号)
同(門司亮君紹介)(第四二〇八号)
清掃事業の地方自治体直営化による転廃業者の
補償救済に関する請願(岡崎英城君紹介)(第四
二〇九号)
健康保険法等の一部を改正する法律案反対に關
する請願(相沢武彦君紹介)(第四二一〇号)
同(浅井美幸君紹介)(第四二一一号)
同(新井彬之君紹介)(第四二一二号)
同(有島重武君紹介)(第四二一三号)
同(伊藤惣助君紹介)(第四二一四号)
同(小川新一郎君紹介)(第四二一五号)
同(大久保直彦君紹介)(第四二一六号)
同(大野源君紹介)(第四二一七号)
同(大橋敏雄君紹介)(第四二一八号)
同(近江巳記夫君紹介)(第四二一九号)
同(岡本富夫君紹介)(第四二二〇号)
同(沖本泰幸君紹介)(第四二二一号)
同(鬼木勝利君紹介)(第四二二二号)
同(貝沼次郎君紹介)(第四二二三号)
同(北側義一君紹介)(第四二二四号)
同(桑名義治君紹介)(第四二二五号)
同(小濱新次君紹介)(第四二二六号)
同(古寺宏君紹介)(第四二二七号)
同(斎藤実君紹介)(第四二二八号)

難病救済基本法の早期制定に関する陳情書（東京都千代田区三崎町二の一六の五ベーチエット病患者を救う医師の会事務局長福山正臣）（第二〇四号）

失業対策事業の存続に関する陳情書外二件（中津川市議會議長小倉今男外二名）（第二三五号）

生活保護世帯の生活向上に関する陳情書（札幌市議會議長松宮利一）（第二三六号）

老人福祉対策確立に関する陳情書（鳥取県議會議長藤井政雄）（第二三八号）

入院助産制度拡充等に関する陳情書（大阪府議會議長北川石松）（第二三九号）

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

中高年者等の雇用の促進に関する特別措置法案（内閣提出第六六号）

労働關係の基本施策に関する件（公共企業体等における春季賃金引上げに関する問題）

○倉成委員長　これより會議を開きます。

中高年者等の雇用の促進に関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。島本虎三君。

○島本委員　三月九日に、衆議院の本會議でこの中高年者等の雇用の促進に関する特別措置法案がかかったのであります。それ以来、法案を中心にしていろいろな疑問と、また精進と申しますか、これがいま交錯して渦巻いている状態である、こういうふうに言っても差つかえないと思います。

それで大臣にお伺いいたしますが、ちょうど一つの区切りとして、かつて昭和三十八年ごろにいい

告の線でもう打ち切るというような線まで出して、中間報告をいわば最終報告に読みかえてこれを断行したということはいろいろな意味で問題があるかと思ふのであります。この点等についてひとつ明らかにしておいてもいいのです。どいつしてそれだけ急がなければならなかったのか。手段、方法等によつてはこれ以上のものがなかったのか。前回の反省の上に立つて、もっと各機關を民主的に動員した上で、もっと誤解を避けたような行き方でできなかったのかどうか。この点をひとつ解明しておいてもらいたい、こう思います。

その後、雇用失業情勢が非常に変わってまいりまして、昭和三十八年に、そういうった変化の事態に着目いたしまして職業安定法、緊急失業対策法に一部の改正を行なったわけでございますが、その後の状況がちょうどわが国が高度経済成長期に入る、雇用失業情勢の変化というものが非常に急

そこで、これは非常に重要な問題でございます。その中で、私も行政当局がそういう問題について掘り下げた検討をするのは当然でございますが、さらに慎重を期するという観点から、この問題に関する専門的な知識をお持ちの先生方をお願いいたします。そういうことについての調査研究をしていただく、そして、その調査研究を参考として今後の失業対策に関する労働省の基本的な構想をまともな上げる、まあ慎重の上にも慎重に検討する意味合いにおきまして、そういう専門家の経験、知識をおかりいたしましたわけでございます。私もその報告を受けまして労働省としての考え方をまとめ、さらにその考え方についての御意見を正式に聞くということで、総理大臣の諮問機関でございます雇用審議会に労働大臣から御諮問を申し上げ、御審議をいただき、そうして二月の十二日でございますか御答申をいただきました。その

○島本委員　いまの御答弁で二つの点がまだ疑問であります。これは大臣も十分御承知でありますけれども、なるほど雇用の変化、これは急激である、それから失対労働者が老齢化している、この現実の上に立っていまのような法案を出したのだ、しかし、それを出す前に二つの点で私はやはり解明しておかなければならないと思います。その一つは、全体的な視野に立って、基本的な政策が欠如をしていないかどうか。もう一つは、いま言ったように、総理の諮問機関である雇用審議会

ます前段の、全体的視野に立つて基本的な政策が欠如していないかどうか、この点はやはり重大な問題の一つです。いま雇用と失業情勢、これあたりは労働省は専門ですから、一番よくつかんでいるのが労働省です。しかしこれでも、雇用状況では一般に労働力が不足だ、こういわれているのは私もそれを肯定するにやぶさかではないので

める声は高いのでありますけれども、中高年齢者は依然として就職難、そうして、特に五十歳以上ではおそらく四倍、五倍、六倍、七倍、十倍くらいは求職倍率を示してある、こういうふうな状態ではないか。そういうような中でこれをふり出す、はたしてどうなんだろうか、こう考えております。

第二番目は、雇用状態のほうでは、三百万人以上の臨時日雇い労働者の存在、二百万人にのぼるような出かせぎ農漁民、それから六十万人の完全失業者の存在、こういうような構造的な不安が依然として解明されないままに置いて、はたして本法案を出すことによっての効果は何と見るのか。そ

うして、現在起こりつつあるこの情勢の変化は、石炭や工業または基地周辺、こゝいうような特定の産業部門、こゝいうようなところでは急激に失業者が増大する傾向があります。おそらくは何日一つぐらいつつ閉山廃山、そして基地の問題は全駐勞の御承知のとおり状態であります。そうすると、雇用状態がよくなっているということはおくびにも出せない。そのほかに纖維や電機や自動車、こゝいうような産業部門の内外のいろいろな需要の停滯は最近著しい一つの現象になつてあらわれてきている。そうすると、その関連下請の倒産というようなものを含めて、労働事情は、雇用の問題とあわせて不安定をだんだん促進しているのです。安定の線へ行かないで不安定を促進する

○住政府委員　ただいま御指摘がございましたように、私ども、一つは今後の長期的と申しますか、中期的と申しますか、そういうような観点からの雇用失業の見通しをごく簡単に申し上げますと、今後労働力の供給が非常に減つてく。これは先生も御承知のように四十年から四十三年までは労働力人口の伸びは一・八、こういうような状況でございますが、今後はそれが一・一というように供給が非常に鈍化する、しかもそれは年を経るに従つて供給数が減つてゐる、しかも経済の安定成長が続く、こういうことを考えますと、雇用需要というものは依然として根強い、こういうような見方ができるし、私どもそういう観点に立つ

ておるわけでございます。

そこで、ただいまいろいろな問題の御指摘がありましたが、年齢別の状況等を見ますと、御指摘のように、年齢が高くなるにつれて求人、求職のバランスがくずれておる。要するに求職者のほうがり求人を上回っておる、こういう事態は事実でございます。しかしながら、それもいままでの経過から数字を追ってみますと、現在でもたとえば関東とか中部とか近畿というような労働力の需要地域におきましては、すでに昭和三十八年ごろから求職よりも求人のほうが上回ってきておる。年齢別に見ましても、現在そういう地域においては五十五歳以下ではむしろ求人のほうが上回っている。しかしながら、たとえば東北とか四国、九州

においては、依然として求職のほうを上回っておる。全体としては求職者のほうが少ないのでございすが、地域別に見た場合に、そういうような年齢別とかみ合わせた関係においてもアンバランスが出ておることは事実でございます。しかし、この過去からの経過をたどつてみますと、だんだんとその関係が年齢の高いほうに移つていつておる。今後の全般的な労働力の需給の関係から考えてみますと、年齢の高い層においても、その適性に応じて働いていただき、そうして、その職場で有効に能力を発揮していただく、こういう政策がきわめて必要になつてくるという意味で、今後の雇用対策の重点というものを中高年齢層に置いて、中高年齢層の方々に對して、能力に応じた職業についていただく、そうして雇用の安定をはかつていく、こういうことがきわめて必要であるという考え方をございまして、そういう意味でこの法案は、今後の雇用失業情勢あるいは雇用失業対策の重点をどこに置くか、こういうような観点から考へてぜひ必要な法案であるというように考へておるわけでございまして。

なお、いろいろ景気の鎮靜化に伴う問題その他につきましてはお答えしてもよろしいのでございすが、全般的にはそういうような観点からこの法案を提出したという考え方に立つておるわけでございます。

○島本委員 どうもいまの答弁は、おそらくはデータによつて答弁されたに相違ない。ある部分は確かにあつたとおりで、しかし、ある部分は全然反対だ。法律を出せば全国全般にこれが通用する、こういうような立場の場合には、これはよほど考へて慎重にやるのであればならぬはずで。

それで、なるほどそういうような面もあるけれども、總体的には求人の方が多いいつても、部分的には求職のほうが多い。こういう過密、過疎の関係のあらわれが一つの政治のひずみ、しわ寄せのようにはつきりあらわれておる。むしろそういうような政治の体制そのものが問題なんでは

す。あらわれたものは、それを幾らやるかといつたつて、そこで絶対的な効果を生むわけにはまいらないし、おそらくはそれは逆になるのじゃないか、こういうことを得ないわけでは。

まさに昭和三十年代のあの後半の重化学産業中心の高度経済成長、それに伴つて急速な生産拡大、それと一つの技術革新、こういうものが行なわれてまいりましたから、若年労働力が不足してきていた。これに対処しなければならぬ動きが当然出ておつたわけでありまして。そうなりまして、これらの産業の独占的大企業に要請にこたえて若年労働者供給部門、それを優先的に配置するためにいろいろ考へられた結果が、この一つの法案のあらわれなんじゃないか。それと同時に、広域の職業紹介、その体制の強化というか安上がり労働力の要請、こういうような意味のいわば職業訓練の拡大というものとあわせて、これは前に言つた三十八年の失対二法を改めたその結果だとか、あるいは失業保険法を改正したその結果なんかに見られるように、失業者のよりどころをなくして、そして労働力の流動化政策を進めるものである。その結果、この雇用の不安定構造はだんだん拡大していつておる。そして、中高年齢者の労働条件はだんだん低下してきておる。それと失業保険、それから失対事業などの分野では、給付制限とか、また失対流入阻止、こういうような行政措置が行なわれている。それとまた、最低賃金制とか社会保障制度の改善、こういうようなものは逆に何ら行なわれない。こういうような結果を生み出しているわけでは。おそらくは、この中でやつても、その前に政府は当然やらなければならぬ問題が多いのです。それをやらなければ、そして若年労働者の供給のために、いまや失対の現場、これをなくしてしまふようなこういうような法案を出してこる。これでは一つの政策のしわ寄せ、こういうようなものの自分の責任を回避するために失対労働者をほり出してしまふ結果になるのじゃないか。その前にやることはありまけんか。もしいままでの答弁がほんとうだと

すると、雇用安定はもう現在では完全になつていふという発想のもとには行なわれているのかどうか。この点も一つの重大な疑問であります。ひとつ解明願ひます。

○住政府委員 いろいろ御指摘のように雇用失業の問題、たとえば景気の鎮靜化に伴う雇用、失業へのあらわれ方、あるいは先ほど御指摘がございましたように、炭鉱離職者問題とかあるいは駐留軍の離職者問題、あるいは雇用形態から見た日雇いとか臨時の問題、いろいろ解決しなければならぬ雇用問題があるというところは私も承知しております。また、そういうような問題に對処して、たとえば炭鉱離職者につきましては炭鉱離職者臨時措置法、駐留軍労働者につきましては駐留軍離職者のための臨時措置法、そういうような方策を講じて、できるだけ雇用問題、失業者の就職の促進、あるいはさらに雇用関係に入つた場合の条件の改善ということにつきまして総合的に対策を講じておる。不十分な点があるかもしれないのでございすが、私もとしましては、できるだけそういう配慮をしながら対策を積極的に進めておる、こういうふうに考へております。

同時に、現在の雇用失業情勢あるいは将来の見通しということから考へてみまして、やはり今後の雇用対策の一つの大きな重点は中高年齢者の雇用をどのようにして促進し、その雇用を安定していくか、こういうことにあることもまた否定し得ない事実であらうかと思ひます。そういう観点から従来のいろいろな問題に對しましても今後とも積極的な対策を講ずることはもちろんでございすが、新たに今後予想される大きな問題としまして、中高年齢者に対する雇用の問題、こういう観点からこの法案を提案いたしておる次第でございまして。

○島本委員 それはわかるのですが、じゃ大臣、この法案を出すことによって問題になつていふ雇用の安定の基本的な対策、これはやらなくていいというふうに考へますか。それはそれとして十分やつて、なおかつ不十分な点は、こういうような法律をもつてそれを補うのだ、こう考へますか。いままでの答弁では私は納得できない。具体的に雇用の安定の基本政策、こういうようなものには對してはやらなくてもいいのか。やらなければならぬのか。それを認めながらもやつてないじゃないですか。そうしてこつてこつて法律を出すのです。大臣、雇用安定の基本政策はやらなくてもいいのですか。

○野原国務大臣 雇用安定のための施策は今後もきわめて必要でありまして、これに對しましては、今後引き続き強力な施策を講ずると同時に、そのみでは足りないものでありまして、職業訓練であるとかそういう問題もあわせて講じ、あらゆる労働政策はそういう中高年齢者の雇用を中心として強力な展開を要するというふうに考へております。

○島本委員 ことばとしてはそれは受けとめます。しかし、はたしてそれは具体的にどういうふうなことをやるのか。それをばつきりさせないで、幾らやつても、ことばはきつちつとされているけれども、やはり努力します、何かやつたならば、それはもう努力したんだ、こういうことになつて成果はさっぱりあがらないというふうなことになつては困る。

大臣、じゃ具体的に聞きますが、雇用の安定の基本施策、労働力の流動化とともに、雇用安定の基本施策はきつちつとしておかなければならぬものである、それはわかりました。今後努力するといふならば、臨時的な雇用制限、こういうようなものをなくするために、二月以上同一の事業所で働いておるような者、これはすべて常用雇用にすべきである。大臣、これはできるじゃありませんか。雇用安定の基本施策の一つです。いまあまりにも社外工、臨時工、それからパートタイマー、こういうものが多くて、安上がり雇用が横行しているんです。したがつて、雇用安定の基本的な考え方、これを行なつておると思へない。したがつて、いま言つたようにして、二月以上上

同一事業所で働く者はすべて常用雇用にする。もし、いま言ったことがほんとうだとするならば、大臣、これはできるのです。これをどう考えます。やるべきじゃないですか。

○住政府委員 できるだけ安定した雇用を実現していく、これは御指摘のとおりでございます。二カ月以上の臨時雇用についてはすべて常用雇用にするかどうかというところでございまして、たとえばそういった臨時雇用につきましても、一つは労働者の事情というものとあります。一つは出かせぎがいいというわけではございませんが、たとえば農業等の兼業をしながら出かせぎに出る方々につきましては、それは期間雇用という形態を、労働者の立場からそういうような条件と申します。そういう関係も出てくると思うわけでございまして、したがって、すべての二カ月以上の期間雇用は全部常用にしていのかどうか、こういうことにつきましては、やはりそういう労働者の条件とか、さらには事業主側の条件、もちろんその事業主側の条件につきましては合理的なものでなければならぬと思うわけでございまして、ごく大まかに言いますが、そういう二つの条件等をもかみ合わせながら対処していかなければならぬ問題も非常に多いんじゃないか、こう思います。ただ方向として、労働者の関係から見ると、そのほうが合理的だということであるならば、当然先生の御指摘のとおり安定した雇用が望ましいわけではございません。そういう政策については、大いに事業主等に勧奨をして安定した雇用にする、こういう政策を進めていくべきだということに考えます。

○島本委員 最後の答弁で、安定した雇用を進めていくべきであると思う、これでいいようにありますが、不安定雇用を進んで望む、身分の不安定なことを望む労働者が日本にいますか。それをいいというふうに解釈してやる、こういう労働者としての基本的な発想が間違っているんじゃないのですか。自分が進んで不安定雇用を望む人は

いませんよ。あたかもそれが当然のように考えているんじゃないのは間違っています。そういうばかやうな方はないと私は思います。

それでは石炭、それから工業、こういうような特定の斜陽産業部門、それから基地関連の失業、こういうようなものの雇用の保障や生活の保障制度は完全になっていきますか。

○住政府委員 石炭離職者あるいは駐留軍関係離職者等の就職対策につきましては、先ほど申し上げましたが、たとえばそれと特別法に基づきまして、あるいは石炭については手帳制度の措置をもいたしまして、その再就職の促進ということに全力をあげております。私ども従来の実績から見ましても、離職者の再就職の状況は、十分とはいえませんが、かなり成果をあげておるといふように考えております。そういう意味で、離職した場合に必ず別のところに雇用を保障するかどうか、こういうことになりまして、ちょっと考え方と申します。次元の違う問題になるかと思っております。私どもとしては、再就職の意欲のある方につきましては、徹底的な就職のお世話をし、そしてその方々に適当な職業の紹介をする、そして再就職していただく、こういうことの政策は従来もやってきておりますし、これからもますます強化していかなければならないと思うわけでござい

ます。それから先ほどの問題でございまして、二カ月以上の臨時雇用はすべて常用雇用にして、こういうことで私お答えしたわけではござい

ますが、常用雇用というものは、年間を通じてずっと雇用されていく、こういうことであるならば、それは労働者の条件というものとあるということ、これを申し上げたわけではございまして、決して不安定雇用がいいということではござい

ません。そういう場合、期間を定めた雇用であつてもそれなりに安定した雇用というものはある、こういう観点から安定雇用を進めていくべきである、こういうふうに考えておるわけではござい

ます。

○島本委員 そうしたら、期間をきめたパートタイマーや社外工、臨時工、こういうようなものの賃金が本工よりも高くて、そっちのほうがむしろ生活の安定につながる、こういうような状態に現在あります。

○住政府委員 賃金の額の問題、これは主観的に見て、その額が望ましい収入であるかどうか、これはいろいろ考え方があると思ひますけれども、最近の全般的な雇用情勢の改善に伴ひまして、賃金格差等も従来と違ひましてよほど改善をされてきておる。そしてまた、今後の雇用情勢の推移から考えても、その関係が行政施策の浸透と相まって改善されていく、また改善されていかなければならぬ、このように考えております。

○島本委員 変えていかなければならないという

ことは変えていくということですか。そういうふうにしてやるということですか。また、そういうふうな趨勢を、それだけを、批評家の態度でそのまゝ言っているのですか。どうもその辺がはっきり読み取れない。こういうふうなことで時間を費やすのも、まだまだ私としては聞きたいことがあるのです。どうもいままでの答弁では納得できません。それでそれはあとに回すことにして、大臣に次の問題について伺っていきたく思います。それは、失業問題調査研究中間報告をもとにしていろいろと原案を作成された、それを二つの審議会にはかつて出した、こういうようなことあります。これは答申の点を尊重して立法されたのかどうか、またはこの二つの審議会からの答申をそのまま受けて立法されているのかどうか、この点はなかなか疑問のあるところでありまして、大臣はどういうような態度で立法されましたか。また、これは二つの審議会から意見または建議が出ているはずであります、これを十分尊重してその中に組み入れて立法されましたか。

○野原国務大臣 審議会の答申を願ひまして、それを十分に尊重して作成したというふうに考えております。

○島本委員 十分尊重したのですか。十分尊重したのであれば、大臣、これはどういうようなことになりませんか。雇用審議会の答申の中で「対策の対象とする中高年失業者の範囲を年令により画一的に固定化することは、失業情勢への弾力的対応に欠く場合を生ずることもあるので、原則は四十五才以上六十五才未満でさしつかえないが、情勢によっては、例外的な取扱いができるようにしておく必要があること。」こういうふうに雇用審議会の答申が出ております。

それから中央職業安定審議会の建議、これも「中高年失業者等求職手帳の発給基準、特定地域の指定基準等を定めるにあつては、あらかじめ本審議会の意見を聞くこと。」こういうように建議されているわけでありまして。しかし、出された法律案は雇用審議会の答申を十分尊重してこれを出してあります。

○住政府委員 ただいまの答申、御指摘のとおりでございまして、法案ではこの答申の趣旨を受けまして、第二条の「定義」のところにおきまして、「この法律において「中高年失業者」とは、労働省令で定める年齢以上の者をいう。」それからまた、第二項におきまして、「中高年失業者等」とは、労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な労働省令で定める失業者、御指摘のように私ども、この年齢につきましては、第一項につきましては四十五歳以上、それから第二項につきましては四十五歳以上六十五歳未満、こういうふうに考えておるわけでござい

ますが、この答申にもございまして、原則は四十五歳以上六十五歳未満でさしつかえないが、情勢によっては、弾力的な取り扱いができるような配慮をしろ、こういうことでござい

ますので、この法律に明記しないで、労働省令に譲りまして、この雇用失業情勢に応じて弾力的な取り扱いができるようにということで、「労働省令で定める」と、こういうような法律構成をとつておるわけでござい

ます。

○島本委員 十分尊重したのですか。十分尊重したのであれば、大臣、これはどういうようなことになりませんか。雇用審議会の答申の中で「対策の対象とする中高年失業者の範囲を年令により画一的に固定化することは、失業情勢への弾力的対応に欠く場合を生ずることもあるので、原則は四十五才以上六十五才未満でさしつかえないが、情勢によっては、例外的な取扱いができるようにしておく必要があること。」こういうふうに雇用審議会の答申が出ております。

それから中央職業安定審議会の建議、これも「中高年失業者等求職手帳の発給基準、特定地域の指定基準等を定めるにあつては、あらかじめ本審議会の意見を聞くこと。」こういうように建議されているわけでありまして。しかし、出された法律案は雇用審議会の答申を十分尊重してこれを出してあります。

○住政府委員 ただいまの答申、御指摘のとおりでございまして、法案ではこの答申の趣旨を受けまして、第二条の「定義」のところにおきまして、「この法律において「中高年失業者」とは、労働省令で定める年齢以上の者をいう。」それからまた、第二項におきまして、「中高年失業者等」とは、労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な労働省令で定める失業者、御指摘のように私ども、この年齢につきましては、第一項につきましては四十五歳以上、それから第二項につきましては四十五歳以上六十五歳未満、こういうふうに考えておるわけでござい

ますが、この答申にもございまして、原則は四十五歳以上六十五歳未満でさしつかえないが、情勢によっては、弾力的な取り扱いができるような配慮をしろ、こういうことでござい

ますので、この法律に明記しないで、労働省令に譲りまして、この雇用失業情勢に応じて弾力的な取り扱いができるようにということで、「労働省令で定める」と、こういうような法律構成をとつておるわけでござい

ます。

に適切な措置を講ずる、こういうことでござい
ます。そしてまた、予算の原資としては従来ど
の額が計上されておる、こういうことになって
おります。

○島本委員 やはりこれは、大臣を指名しても、
大臣のそばから職安局長が答弁してしまふの
です。この大臣無視は許されぬ。大臣が答弁し
ようとすると、あなたが答弁を横から取ってしま
う、こういうようなことは、まああなたの場合
は、官僚随一の職安局長だが、官僚が大臣を無視
するということとは、答申無視よりもっとひどい
だ。こういうことをしやいけません。いま田邊
理事から委員長を通じてこの点についてははつき
り進言を申し上げております。進んで大臣も答弁
して、補足をするという程度ならいい。全部答弁
を取ってしまふ、こういうようなことは、ちよ
と私も国会議員としてそういうような態度は認め
られないので、今後はひとつ慎んだほうがいいだ
ろう。もし残念だったならば、あなたも選挙に出
て、そして当選して大臣になればいい。

それで、これははつきりもう一回聞くのです
が、この手当を支給しないのは雇用審議会の答申
を無視するものではないかという、後藤君の本会
議の質問です。それに対して大臣ははつきり、答
申を尊重して適切な措置をとるんだ、現行と同じ
ような予算措置も講じるんだ、こういうふう
にはつきり言っているわけなんです。現行と同
じような予算措置という意味は、今回きりのもの
ではない、それと同時に、いままでの手当を変え
ないような措置なんだ、当然こういうふうな理解
できるわけなんです。もしそうだとするならば、
これはあらためてめんどくさいことを言う必要
はないわけですね。やはりこの答申の線に沿うて、
これはもう手当てはできる限り支給すればいいとい
うことになるわけですね。答申の線に沿うてこれ
はもう尊重して適切な措置をする、しかし現行と同
じような予算措置も講ずる。何だか二重、三重に
輪をかけて、自分自身で自縄自縛になってしまっ
ているようなおそれがあるわけですね。ですから最

後にもう一回聞きますが、これはいままでの手当
を変えないんだというふうに理解していいです
ね、大臣。

○野原国務大臣 答申の趣旨を尊重しておるわけ
でございまして、ただ内容、方法等については答
申でもやはり適切な方法を講じたほうがいいとい
うことになっております。そこで従来のような行
き方だけがいいのか、あるいはどういうことにし
たのが最も公正であるか、これはやはり今後十分
検討いたしまして、至急にひとつ、方式等は変え
るとしまして、総額においては従来と同程度の
臨時の手当というものは支給する、各自に支払わ
れる内容等については検討の必要があれば検討し
て、よりよい方法で支給が行なわれるというふう
に考えてよろしいと思います。

○島本委員 どうもこのままではわかるような気も
するんですが、今度は職安局長、あなたを指名
します。具体的な方法はどうするのですか。
○住政府委員 現に方針としては、私もこの答
申の趣旨は尊重したいというものは申し上げたと
おりでございまして、具体的にどのようになこと
であったか。これは本年の夏につきましては従来ど
おりの考え方で実施したい。ただ、この法律通過
後の時期の問題でございまして、これは年末の問
題になります。この措置をどうするかということ
になります。方向としては、この答申の趣旨で
ございまして、具体的なやり方につきま
しては、失業対策事業賃金審議会等の御意見を伺
まして対処してまいりたいというふうに考えてお
ります。

○島本委員 じゃ、具体的方法はあるということ
ですか。まだないということですか。これから考
えるということですか。それとも考え及ばずして
審議会のほうの御意見を聞いて再び対処するとい
うことですか。こればかりにとどまっているのは
理解できないからなんです。ばく然とはわかるよ
うな気がするのだけれども、そのままにしておい
たらどうなるかわからぬからあらためて聞いてお
るのです。ですから、これはいままでの手当を変え

ないのだと理解してもよろしいということなら一
発ぱりです。何かそうでありそうでなさそうで、
どうもその辺のあやがわからぬからしつこく聞い
ている。今度はあなたを指名して、じゃ具体的な
方法はどうなんだと聞いているのですが、大臣が
わからぬと言わぬらしいのです。当事者がわから
ぬと言わぬじゃ困る。ですからもう一回、この問
題については、いままでの手当を変えないのだと
理解してもよろしい、こういうふうに言うならば
これで終わりです。少しはつきりさせませんか。

○住政府委員 制度としては廃止するけれども、
具体的な支給条件等については検討を加える。こ
れは法案が通過いたしましたれば本年の年末からそ
ういう措置をとる。そこで、それじゃそのときに
られる具体的な内容は何か、こういうことにつ
まはして、現在具体案は持っておりません。先
ほども申し上げましたように、失業対策事業賃金審
議会の意見とか、組合あるいは事業主体、こう
いった関係者の意見等を聞いた上で結論を出し
て対処することになったというふうに考えてお
ります。

○島本委員 今度は大臣です。答申を尊重して適
切な措置をとるのだ、現行と同じような予算措置
も講じるのだ、これもはつきり本会議の議事録に
載っていることばです。いま、まだわからぬよう
な、若干進んだような答弁がありました。しかし
現行と同じような予算措置、これが重点です。し
かし現行と同じような予算措置ならば、いままでの手
当てと変わりのないのだというふうに当然考えられ
るわけですね。無理やり動かさなくてもいい、すな
おに、流れるがごとくに——現行と同じような予
算措置という意味は、いままでの手当を変えない
というふうな理解の上に立つて、具体策につ
いてはいろいろ検討するのだ、これぐらいなら私
が大臣だったら言えるのです。むしろほんと
に答申を尊重するといえはそその辺でですよ。
それをまた動かすか答申を尊重してないという
ことになってしまふ。ですから、いま言ったよう
に、現行と同じような予算措置という意味は、い
ままでの手当を変えない。そういう理解の上に

立つて、具体的な問題は審議会に聞いてその上
できめるのだ、こういうようなことならわかりま
す。どうですか、大臣。

○野原国務大臣 審議会の御意見を尊重して従来
と同じような額を予算では要求して認められてお
ります。その支給の方法については、この夏は従
来のとおりでいいと思います。ただあとはどうし
たならば一番公正に行なわれるか、これは従来
のとおりというのは非常に問題があるようでござ
います。実は必ずしも喜ばれてはいない。ですから、
はたして従来のとおりが公正妥当であるかどう
かという点は、この際各方面の御意見等も十分お
聞きして、どうせ支給するのでございまして、
皆さん方に喜んでもらって、ほんとうに役立つよ
うな形で支給するのが一番いいだろう。結局従来
どおりになるかもしれないし、あるいは多少改善
を加えるかもしれないし、その辺は、支給する
ことは間違いないわけではございますが、その方法
については、この機会ですからもう少し具体的に
検討させていただいて、より公正妥当な支給に改
めたいというか、改善を加えたいというふうに考
えております。

○島本委員 そのことは議事録にとどまらず
から、それで私は一応は理解しておきたいと思
います。従来のとおりになるかもしれないし、それ
以上によくなるかもしれない、こういうような答
弁でありますから、その辺が私は一つの前進的な
答弁だと思えます。
ただ大臣、これはお考えはどうですか。いまま
でのような支給は喜ばれていない向きがある、こ
ういうふうに言いますが、喜ばれている向きが多
いということではありませんか。喜ばれていない
向きがあるというのはそうじゃなくて、いままで
の手当方式がいいからこれを継続してくれという
のですから、これはやはり喜ばれていないとい
うことではない、喜ばれているのです。今度の場
合も、それ以上つばに、なお喜ばれるような措置
を考えたいのだというふうな意味に理解して次へ

かもしれません。しかし、それにしてみても、この年齢制限の問題は本法案の一つの特徴になっておりまして、四十五歳以上を中高年齢者だ、こういうふうにしてはいるわけですが、その根拠を明らかにしていただければいいわけでありまして。

そのうちの中年層というのは四十五歳から何歳ぐらいまでが中年層であり、四十五歳未満はそれではどういふことになるのか。それから、社会通念上のことも含めていろいろおありだと思ふのですが、この点は、おそろくわからないで中高年齢というところで四十五から六十五まで、こうきめたわけでは断じてなからうと思ひます。これは大臣、四十五歳以上を中高年齢だ、こういつているその内訳をもう少しはつきりさせてくださいませんか。

○野原国務大臣 いろいろな見方があると思ひのであります。まあ私のことを聞かれたわけですが、まさしく老齢者に該当いたします。けれども、私の精神年齢というか、まだ自分では若いつもりであります。(島本委員「十八歳」と呼ぶ十八歳でもないが、中年層程度ではあらうと思ひます。しかし、大体日本の平均寿命が著しく延びてまいりましたので、昔のような概念で考えることも適切でないといふことで、すでに定年制の延長などという問題も、私はあらゆる機会に力説しておるわけですが、四十五歳以上が中高年齢といふことに對しては、むしろ五十くらいまでは一般に扱っていただろうという議論もあるくらいでございます。従来は三十五歳以上といふことに一応考えておつたのでございますが、最近の労働力不足という現象から、四十五歳程度までは一般に扱って、四十五歳以上を一応の中年層として、就職が多少困難になる年代であらうと考えまして、今度の中高年齢者雇用対策の問題には、四十五歳から六十五歳未満といふことに考えております。おそろく日本の一般の年齢が延びるに伴ひまして、やがてこれはおのずから変わってくるのじゃないか。健康で働きたい、働くことができ、より豊かな生活をしたいといふふうな方々の

ためには、年はとつても自分の適するお仕事に従事してもらふといふことは当然必要でございます。そういう面から、今回は特に中高年齢者の雇用促進という問題を通じて、新たにそうした中年の方々にも職業の再訓練をやるとか、再開発を行なうとかいふふうなことで、できるだけ適職についてもらふ、あるいは各事業所等にも、中高年齢者の雇用率などを考えまして、できるだけ大ぜいそういう方々に従事してもらふ、社会もそれをできるだけ懇切に受け入れるような風潮をつくりたいといふふうに考えております。やはり若年労働者といふか、若い人ばかりほしいという風潮が非常に強いのでありますが、そういう若い者はかなり要求するといふことは困難でございますので、そういう年齢を考へますときに、できるだけ中年の方々あるいはお年をとつた方々にも進んで職業についてもらふ必要もある、そういう線でこれから進めてまいりたいと考えております。

○島本委員 大臣が言うのもわからぬわけじゃないけれども、聞いているのは、中年と高年の区別はどの辺なんだといふことです。中高年といつていふのが、中年で四十五から六十五まで、それなら中年と高年の区別はどの辺なんだ。そして、やはり年齢がだんだん上がつてきていて、こういうようなことでも、すでに定年制の問題等、十分考へなければならぬ問題もこの中にはつきりしないままの表現を使うとどうもわからない。戸籍上は年齢だけは老人だ、こういうふうなことになるわけだ。この点なんかもあわせて、中高年齢は、戸籍上の年齢からしてみれば中年はこの辺、高年はこの辺、この区別は事務当局ではつきりしているのですか。ただばく然と中年、こうやっていふのですか。では四十歳代は何と呼ぶんですか。これは事務当局……。

○住政府委員 中年と高年とその境はどうか、こういうことでございすが、この法案でその差をどこでつけるかといふようなことにも関連してくるわけでございますが、私ども一応、高年者といふことは直ちに受当かどうか非常に疑問があると思ひつてございすが、五十五歳以上から六十五歳未満、四十五歳から五十五歳未満、これは中年、あわせて中高年齢者、こういうふうな考へておるわけでございます。

○島本委員 六十五歳以上は何といふのですか。四十歳代は何といふのですか。

○住政府委員 六十五歳以上をどう呼ぶか、この法案の趣旨はあくまで失業対策といふものが労働力政策である、こういうような観点から特に年齢に重点を置きまして、ある程度年齢の高い方々に對して特別な措置を講ずる、こういう趣旨で法案をつくつておりますので、特に六十五歳以上の方々をどう呼ぶかといふことにつきまして、法律上の用語の問題になります。これはいろいろ簡単にはいかぬ点も出てくるかと思ひますが、俗なことばでいへば老人と呼んでいいのじゃないか。それから、四十五歳以下とかいふことになりますと、それは壮年であり、青年であり、幼年である、こういうふうなとらえ方もできるんじゃないかといふように考へております。

○島本委員 やはり四十五歳から六十五歳まで中高年とするといふことは何かあいまいさがある。これは社会通念上からも合致しないやうなところがある。そうなることこれは、結局はいろいろな問題で労働省自身もあいまいにしておかなければならぬ理由があるのですか。むしろ上げてやるならちやんと上げて、中年は六十五歳までである、高年はそれ以上の者である、こういうふうにはつきりできないのですか。できないことが独占や大企業に有利なんです。ですからあなたたちが企業べつたりになるような考へを持ってはいけなからそれを質問しているのです。どうですか大臣、これに對してはつきりした例証もあるんですかね。ここで中高年といふことではく然としておつても、これもあいまいなんだし、社会通念上からともども合致しないやうです。ですから、六十五

以上の人、それを高年といへばいい。六十五まではみな中年でいいやないですか。四十五歳以下は壮年です。そういうふうにしてみて労働力というならばけつこうじやありませんか。そして定年制なんといふのも、それぞれ氣をつけて改正してやらなければいけない時期にきているのです。老人対策に對しては定年制の問題もあるわけでありま。ですから、あいまいにしておくといふことは、とりもなおさずこれは中高年齢者を粗末にすることになるわけだ。この点についての考へ方は大臣どうなんですか。いま私が言つたように六十五歳以上が高年だ。労働力だと認めるならば、四十五から六十五までは、大臣も認めて中年でいいじゃないですか。そして、それにはいろいろな手厚い対策を講じてあげる、こういうふうな考へ方なんかがどういふものですか。

○野原国務大臣 対策を講ずることは大賛成でございますが、やはり中年は四十五歳から五十五歳ぐらいまで、五十五歳以上六十五歳ぐらいまでが高年。二十五歳から四十五歳までは壮年といふふうなことで、その以下の十七歳から二十五歳ぐらいまでは青年という概念が社会通念上あるんじゃないか。ただし六十五以上、たとへば七十歳でも七十五歳でも、老人コーナーやその他で人材銀行等ではそういう方々も、経験豊富でございしますから、就職のあつせん等もしております。かなり就職している方もございします。やはり人によつて個人差が非常にございまして、七十歳になつても壮年を負かすやうな元氣はつらつたる方もございします。六十歳ぐらいになるとよほどぼしてしまふといふ人も中にはあるわけでございます。それを一がい六十五歳までを中年といふやうな解釈もどうか。これはいろいろな方面の御意見等をできるだけ聞いて、やはり島本先生のとおっしゃるやうなそういう一つの概念が設定されていくといふことが好ましいのじゃないか。これはただ労働市場といふものを対象にして、一般の労働市場にお世話するといふ観点からいひまして六十五歳まで、それ以上の者は特別な老人対策と

して手厚い対策を別個に講じていくということではないのかというふうに考えております。

○島本委員 まあ念のためなんですけれども、これは老人対策、そういうようなことでなくて、一つの社会的流れとして、いまや五十五歳が定年だという考えが一般にあるわけです。それを若干長くするか短くするか、そういうような動きもいまあるわけです。しかし労働省は当然その線で指導しなければならぬわけです、社会の情勢を見ながら。それで中年はどの辺なんだというところ、その点がいまいちなんです。社会的通念がどの辺までいっているのかからぬような状態で指導するなんていうことは、少しあいまいさがある。

それで大臣、これはもうこの際、中年年齢者のいろいろな仕事上の不安を取り除く、こういうふうなことになる場合には、その一つの効果ある施策としては、五十五歳定年を、思い切って六十五歳定年までしてみたらどうかというふうな考え方もあるわけです。当然六十五歳までは働けば働けるわけです。そして、それだけ指導できるから四十五から六十五までと、こういうふうにするわけでございます。したがってこの際、一般の定年を六十五歳まで延長したらどうか、これをほかの企業にも全面的に実施させるように指導するように、法的な規制あたりしてみたらどうか。それが一つの側面的な社会不安というか深刻になる老人対策に対してのあたにかい手を差し伸べることににつながるのではないかと、こういうふうに思っております。

それと同時に、大臣もまあ答弁されておるとおりでございますから、これはもう厚生、それから国民、こういうふうな年金制度をやはり思い切って改善して、そして支給年齢の引き下げをはかってやる。そういうようなことによつて案外この辺の六十五歳ぐらいの人たち、また六十歳ぐらいの人たち、この人たちは生活の安定が逆にもたらされるわけです。それも考えないでやっております、そしてただ単に将来のことに希望をつながせるよう

にして、ただこの法案を出してきた。この辺で六十五歳までは働けるのだ、こういうようなことを言うならば、一般の企業の定年は六十五歳ではないか。労働省がやつて、中年年齢としてこれはちゃんと指導できる範囲が六十五なんだから、六十五まで定年を上げない。上げるような措置を指導すべきだ、こういうふうに思っております。

それと同時に、国民年金、厚生年金、こういうものの支給の年齢を引き下げていって、不安を与えないようにしてやる。そして、どこへ行っても、せっかくILO条約の批准なんかもはつきりもうしてしまつたんですから、条約によつて日本もよりやく一人前になつたんですから、この際全国一律の最低賃金制を実施してやる。これをやることによってパートタイマーだとか、先ほどいろいろ苦しい答弁をしておりましたけれども、社外工であるとか臨時工であるとか、こういうふうな者の生活も安定するのです。口では何とかが言つたが、全国全産業一律の最低賃金制でないというところが、現在こういうふうな結果になつていて、でも効果があらがないという結果になつていて、ですから、その根本的なものが全国全産業一律の最低賃金制だ、こういうふうなことになるわけですから、定年制を六十五歳まで上げて、社会保障の厚生、国民年金、こういうものに対してはちゃんと手当てをして、それで最低賃金制の実現をはかってやる、こういうふうなことがまず何よりも先に手当てをしなければならぬ一つの考え方じゃないですか。大臣はそれを考えないわけじゃないかと思つたのです。それでいま年齢のことも聞いたのです。しかし引き出せない。引き出せないけれども四十五から六十五までというならば、それは労働の可能性がある限界なんだ、それだけ労働の可能性があるならば、六十五までは労働人口だ、当然そうです。一般の企業でも六十五まで定年を引き上げる、こういうことがりつぱな一つの施策になつて生きると思つた。この際ですから大臣、その決意を承つておきたい。

○野原国務大臣 定年制の延長についてはかねがね私も強く主張しております。現在は五十五歳定年が大部分でございます。これを一気に六十五歳までというのにはなかなかむずかしいと思つたが、近くそういう問題について御意見をまづまづてくと思つた。各方面の御意見を総合いたしました。でも定年制の延長には反対はしてないわけでございますから、まあ六十五歳に一気にいたしますかどうかはきつめて疑問でございますが、延長になることは確実だと考えます。同時に、社会保障制度等も、できるだけ支給年齢を引き下げることにしては私も賛成でございます。手厚い社会福祉対策、これはもとより理想でございます。まして、そういう方向に持っていく。ただ、定年制を政府が指導して強力にやると申しまして、一気にはなかなかむずかしい。問題は、御承知のとおり年功序列の賃金制度であるとかいろいろ問題がございまして、やはり企業の中においても各方面の御意見は必ずしも一致してないという点で、ある程度その辺も考慮しなければならぬいろいろな問題があらうと思つた。

いすれにしても、国民人口の年齢が非常に伸びた以上は、当然まだ健康で働けるうちは大いに働こうというお気持ちの方が多いのでありますから、そういうことを考へて、その人たちに進んで社会参加を願つて、より豊かな生活を送れるようにいたしたい。同時にまた、国の社会保障も拡充強化をする必要があるというふうに考へております。そういう方向で今後はお一その努力を続けてまいりたいと思つております。

○島本委員 いや、一般の五十五歳定年制を六十五歳の線まで引き上げるように努力していきたい、こういうふうに理解してもいいですか。

○野原国務大臣 まあ当面のところは六十五歳まで飛躍するわけにはいかないと申すのです。私では、できるならば、これは企業の自主的な決定であります。まあとまあ六十六歳までぐらいのところをねらいとして定年制の延長に努力をいたしたいと思つております。

○島本委員 それから、全国全産業一律の最低賃金制の実施についてはどう考へてですか。

○野原国務大臣 最低賃金制の際に御答弁申し上げましたが、私も実は、できるだけことなら全国全産業一律制が一日も早く達成できますように努力したい。ただ、現在の状況で見ますと、業種別にかなり格差があり、地域によつても現実に格差があるという点から、直ちに採用はできないという点で問題があるわけでございますが、日本経済の発展の中でそういう問題を漸次解決して、いつて、なるべく早く全国全産業一律制が実施できるようなことを私は期待しております。そういう努力を今後も続けてまいりたいと思つております。

○島本委員 大臣のほうで六十まで、これを目標に努力する、これはわかつた。私は、労働省が、これは大臣のもとにそれぞれの部門に分かれてやっておりますけれども、この定年制の問題は、いわば六十五までを中年年齢層だ、こういうふうな言いながらも、やはり指導のあいまいさがある。大企業にはかかつてないことをさせてもいい、中小企業の場合は、むしろ困つてゐるんだから、その場合にはいろいろとあつせんしてやつて、そのために困らないようにしてやるんだ、ただし大企業のはうは何をやつてもそれはやむを得ないんだ、こういう考えではないかと思つた。ただ、私の手元にある一つの具体的な例として、日鋼室蘭の下請会社にとつては老齢労働者がいま首切りの不安におのいてゐるわけだ。といふのは、いままで働いておつた二十数人の六十五歳の人が、もう首切りを余儀なくされるわけだ。それは、下請会社に対して本社のほうから、六十二歳以上の労働者は日鋼構内で働かせるな、こういう通達を出してあるわけだ。これは安全と能率向上のためだ、こういうふうなことを言われてゐるわけだ。大企業のこういうような点を皆さん見て見ないふりをしているのか、黙つてこれを認めておられるのか知りませんが、六十二歳といつたら、六十五までまだ三年間も労働人口としては若いのです。労働力として三年

金制の実施についてはどう考へてですか。

○野原国務大臣 最低賃金制の際に御答弁申し上げましたが、私も実は、できるだけことなら全国全産業一律制が一日も早く達成できますように努力したい。ただ、現在の状況で見ますと、業種別にかなり格差があり、地域によつても現実に格差があるという点から、直ちに採用はできないという点で問題があるわけでございますが、日本経済の発展の中でそういう問題を漸次解決して、いつて、なるべく早く全国全産業一律制が実施できるようなことを私は期待しております。そういう努力を今後も続けてまいりたいと思つております。

○島本委員 それから、全国全産業一律の最低賃金制の実施についてはどう考へてですか。

○野原国務大臣 最低賃金制の際に御答弁申し上げましたが、私も実は、できるだけことなら全国全産業一律制が一日も早く達成できますように努力したい。ただ、現在の状況で見ますと、業種別にかなり格差があり、地域によつても現実に格差があるという点から、直ちに採用はできないという点で問題があるわけでございますが、日本経済の発展の中でそういう問題を漸次解決して、いつて、なるべく早く全国全産業一律制が実施できるようなことを私は期待しております。そういう努力を今後も続けてまいりたいと思つております。

間若々しいですよ。すでに民間では六十二歳に達した者は構内に入れない、こういうような指導をしておる。この日鋼の下請企業は約五十社ある、二千七百八人働いているわけですよ。この大部分は日鋼構内に作業現場を持つておるわけですよ。そして、この四、五年間にわたっての労働力不足の深刻化で、ついにこの下請企業は、定年退職者や老齢者を、まさに労働省の意思に沿うがごとくにこれを雇い入れて労働力不足をカバーしていたわけですよ。こうして六十歳以上の労働者の数はもう五、六百人いるという。それに対して、六十二歳以上の労働者は日鋼構内で働かせないようになつてくたさい、ただし役職者は除きます、こういうような通達が出ています。これによると、六十二歳以上の労働者を解雇します、下請ではそういうような一つの強権を発動しているわけですよ。そうなりますと、もうすでにこういうような企業では、六十二歳以上の人は、能率が上がらないし、それに安全ではないんだというところからこれを解雇するといふような具体的な手に出てくるのです。こういうような点をもっと早くつかんで、もっともとの確な指導が必要なんじゃありませんか。いまや六十五歳までは労働人口として認めらるんだと言いますが、これら大企業では、六十二歳になった人をも雇うなということに指導している。こういうようなばかならば行政があらりますか。これは事務局知っていますか。室蘭の日鋼です。六十二歳以上の人を構内で働かせるなという通達を流した、そのままだ六十二歳以上の人は首切りだ。いままで定年退職者を雇って労働力をカバーしていた。それに対して今度急にその首切りを出してきた。しかし、労働省では六十五歳までの人たちの安全な職場につけるように指導していく、この辺の考え方と指導が具体的にずれているじゃありませんか。これはちょっと私としては許せないと思うのです。大臣、これは大企業ですから、これに対してはあなたの権力の及ぶところですから、これは具体的なこういう措置の撤回をさせるべきだと思つておる。それでないと、

せつかく出した法律案が死んでしまつてますよ。これはちょっと困る。

○住政府委員 実はいま先生御指摘の日鋼室蘭の六十二歳以上の労働者の解雇の問題は初めてお伺いしたような状況でございます。御指摘にもございまして、安全と能率向上、特に日鋼室蘭のそういう六十二歳以上の方々の働かせる職場、仕事の内容といふものと高齢者の安全問題、これはよく検討してみなければいかぬと思つてございまして、私も、この法案におきまして、特に中高年齢者はやはり一般的には、体力と申しますか、そういう点に年齢の若い者と比べると格差が出ておる、こういうことでございまして。しかし、中高年齢者に向く職種、職場といふものも非常に多いというふうに考えておるわけでございます。もう中高年齢者の能力を発揮する上からも、また事業主にとつてみれば労働力不足、労働者の適正配置といふような観点からも非常に望ましいといふことで、この法律でも職種を選びまして雇用率を設定する、こういう考え方もとつておるわけでございます。私も、安全の観点から見て、年齢の高い方々に不適な職種といふものももちろん出てくると思つて、そういう職種ではなくて、かえつて中高年齢者を雇うほうが能率の発揮ができるというように職種については、雇用率をつくつて大いに中高年齢者の雇用を促進していく、こういうふうに考えておるわけでございます。そういう点から考えまして、日鋼室蘭の具体的な職場あるいは作業環境といふものを十分把握しなければならずと結論は出にくい問題でなからうかと考えます。

○島本委員 そういふことじゃないんです。六十五歳までちゃんと労働人口としてやれるというのに、大企業がかつてに六十二歳という線を引いて首切りをやっている、こういうようなことについて的確な指導をしないといふことなんです。もうすでに労働省は六十五歳まで労働人口として認めるなら、これは働ける人なんです。本人なんか

も、新聞によるともうはつきり言っているわけですよ。六十二歳になる人が、私はまだまだ働ける、どこから六十二歳が出てきたのかわからぬ、若い者にも体力や能力の劣る人はいないはずなんだ、当面失業保険はあるけれども、働かなければ生活が苦しいんだ、こういうふうに訴えているわけですよ。大企業にこういうようなことをかかってやらして、指導できる点の手を抜いておいて、そういう六十五歳までは労働人口なんだ、こういうふうに言っておるから、その間に何か作爲するものがあるのじゃないか、こういうように思われるわけですよ。この点等よく調べてこの点は嚴重に対処しないとけないと思つて、それを知らないといふのも少し——何のためにコンピニーターをやっているのですか。こういうような点なんかも、もっともとの確な情報を把握しないとだめだ。ほんとに知らないのですか、これ。他の部下の皆さん、だれも知らないのか。基準局知らぬのか、基準局長どうですか。

○岡部(實)政府委員 現在までのところ、私の手元にまだ報告が参つておりませんので、私は承知しておりません。下部の機関で知っているかどうかは調べてみなければわかりません。

○島本委員 それで、いわゆる日鋼の労働関係の部長代理は、そんな文書は流さないと云っているけれども、具体的に下請は全部が六十二歳の線で統一して首切りをやっているようですよ、数百人を。どうもその辺がおかしい。こういうような大事なものは、いま法律案が出ていますので、他の局も協力してひとつさういふような落ちこぼれのないように、十分に相携えてやらぬからば行政だといわれるのだ。これに対してだつてまだあるのです。やはり親会社として、親会社の立場からすれば安全管理上、能率面からいって下請会社の健全経営のために勧告することはあると、いみじくも言っているわけですよ。こういうように、勧告してないと言いがら、勧告することはあると言っている。全部六十二歳の線で統一して数百名首になつておる。どうもこれはおかしいのです。政府の考え方と実態行なわれている大企業のやり方とは。ですから、この辺は的確に指導しなければだめだ。ちゃんらばんじやないですか。大臣、いけませんよ。十分これを調べて、そしてこの具体的な事実についてどうなつておるか、これをひとつ……きょうだつて電話かけたらいいですよ、ダイヤル即時ですから……。ですから、すぐもうこれをやつて調査してもらいたい。それでなければ、一方において企業がこんなことをやりながら、皆さんのほうで六十五まで労働人口だ、いかにさう言つたつてから念仏だ、これは。ですから、こういうようなことをさせないために、ぜひともこの点早く調べて、午後のトップにでもこういう事情をはつきり説明してもらいたい、これを要求しておきます。いいですか。委員長から特に言つておいてほしいと思つてます。

○住政府委員 至急実態を調べてみたいと思つてます。ただ時間的にやはりさう簡単に——調査が行なわれておるかどうか。現に末端機関がさういふ事実を把握しておれば簡単だと思つてございしますが、把握していないとするならばいろいろ調査にも手間取ると思いますが、いづれにいたしましても、私どもの承知していないことで、たいへん残念なことだと思つてます。至急調査いたしまして対策を講じたいと思つてます。

○島本委員 いち早く他官庁に先がけてコンピニーターを持って、この職安関係では最も進歩的な行政を実施している、さういふのが、こんなものを開知してない、さういふのはまことに残念であります。早く調べて報告してもらつて、これは要請しておきます。

それから次は、この新しい法律案が出されている、中高年齢者雇用促進法ですが、この法的根拠についてちょっと聞きたいわけですよ。

この法案の内容、これはほとんどがもう職安法の中にある。「中高年齢失業者等に対する就職促進の措置」といういまままでの法律の内容の改善でできるものが、新法になつて提出されているわ

けです。いままでの法律の改善でできるものを、なぜ新法にして出さなければならなかったのか、その法的根拠はどうか、これをひとつ伺いたいわけでありませう。

○住政府委員 従来から中高年齢者の対策は、御指摘のように職業安定法に規定されておりました。法の体系から考えてみますと、職業安定法は、職業指導なり職業紹介に関する一般法でございます。たとえば駐留軍労働者とかあるいは石炭離職者あるいは身体障害者、こういうふうに再就職なり就職が次に困難な対象者につきまして、それぞれ特別の法律をもって特別の措置を規定いたし、対策を講じておるわけでございます。先ほども申し上げましたように、今後の雇用失業情勢を考慮してみますと、何としても中高年齢者に対する対策、これがきわめて重要になってくると考えまして、私も、従来の安定法に盛り込んでおきます対策をさらに拡充する、あるいはその他盛り込んでない対策も含めまして、一本の特別措置法をつくり、そういう法律に基づいて、問題になつてきます中高年齢者の対策を積極的に進めてまいりたい、こういう考えからこの法案を提案いたしておる次第でございます。

○島本委員 積極的にやるのは、行政の一つの姿勢でしょう。ですからこれは、中高年齢失業者等に対する就職促進の措置、こういうのはいままでの法律の内容の改善でもできる。それなのにこれをあらためて新法案として提出した法的な根拠はどうか、ということですが、ただ、よくやりました、こういうなら旧法のままでできるわけですね。新法にしなくてもできるわけですね。何かこの辺に一つわだかまりがある、こういうふうに思ふのは当然なんです。ですから、新法でやらなくても、現在ある法律でもできるのに、あらためて重点を置いて今度新法を出してきたその根拠は何なんだ、意図はどうか、こういうことであります。

それから、現在の失対事業の継続期間、こういうようなものが緊急失対法の効力について附則の形でつけ加わっていますが、これはどういう理由ですか。

○住政府委員 繰り返しになるようで恐縮でございますが、従来の対策を拡充するにいたしまして、拡充するところの場合に、従来の法律体系の中でやるか、あるいはこういう特別措置法でやるか、一つは立法政策の問題になるかと思うのでございませう。いまも申し上げましたように、今後の重要対策の重点はやはり中高年齢者に対する対策である、そういう観点から、従来の対策に加えて新しいものも加わっておりますが、そういうものを一本の法律にまとめまして、積極的に対策を講ずるほうがより効果的である、こういう観点からこの法案を提案いたしておるわけでございます。

それから第二点の、緊急失業対策法の効力に関する附則の規定の問題でございますが、今後の失業対策、これもまあ立法技術の領域に入る部門もあるかと思うのでございますが、今後の失業対策を進めていく場合におきまして、主として対策の重点を向けなければならぬのは中高年齢者、その中高年齢者に対して、あるいはそれを雇う事業主に対する規定、あるいはその中高年齢の失業者等がいろいろ就職活動をする、あるいはそのための訓練を受けるというような場合に、援護措置を厚く講じていく、こういうことによりまして今後の失業者は民間の雇用につけていく、失対事業には就労しなくてもいいように民間雇用を促進していく、このことが中高年齢に対する雇用促進に関する特別対策の法案の骨子になっておるわけでございます。したがって、法案の附則におきまして、緊急失業対策法の効力を現在の失業対策就労事業の就労者に限る、こういうような意味で附則でその規定を置いておるわけでございますが、この点は若干立法技術の問題もあつたわけでございますが、趣旨は全体の中高年齢の対策を進めていく、これを積極的にやっていく、こういう趣旨に出ておるわけでございます。

○島本委員 そうすると、大臣、これはいままでの答弁を総合してみますと、やはり法的な根拠やその発想の根拠、こういうようなものを見ますと、現行法でもできるものをちよつと手直しして新法にした、こういうようなことでありますけれども、それからいろいろなかつて法的技術として、附則の中で現行失対法の継続期間などを入れてあるのだ、こういうようなことのようにあります。そうすると、特に必要とされるような法的な根拠は薄弱だ。それと現行失対事業の制度を何か変更するのがねらいであるというふうにはつきりお聞きしたのですが、このことに対して私は十分問を待たないでその説明がなされないわけですね。そうすると、特に必要とされる法的根拠というものはなし、少しは見えてやりましたよという程度のものである。現行失対事業の制度を法的に変えていくとするのがねらいである、こういうふうなことになる。そうすると、大臣、失業保障制度、この後退はだれが責任を持つのですか。やはり大臣としても、失業保障制度の後退の責任、こういうようなものに対しては自覚しなければならぬのじゃないかと思うわけですね。いまこれをやることによって社会保障制度、失業保障制度、これは前進したというふうにはならないわけですね。したがって、この点については、やはり閣僚の一人としても失業保障制度の後退の責任、これはもうはつきり持たなければならぬのじゃないかと思ふわけですが、この点は、大臣、どうですか。軽い気持ちでもいいです。

○野原国務大臣 まあいろいろ見方がありまじやうが、これを失業対策事業の後退というふうには受け取っていないわけでございます。あくまでも中高年齢者の雇用の促進ということで出されたものであると考えております。

○島本委員 新法と緊急失対法との関係、これをまずお伺いしますが、緊急失対法では失対事業とともに公共事業にもできるだけ多くの失業者を吸収することが義務づけられておるわけでありませう。そうすると、現在公共事業がどのくらい国または地方公共団体の直営事業で実施されているのか、この割合でいいですから、去年からことしにかけての実施状況、これを知らしてもらいたい。

○住政府委員 公共事業の実施状況、ちよつと数字を調べまして御報告申し上げたいと思ひます。

それから法律の問題でございますが、現在緊急失業対策法に公共事業の吸収率の規定がございませう。そこでこの点につきましては、一般に公共事業関係では非常に労働力不足になつてきております。そういう観点から、一般的には吸収率の制度というものがそういう雇用情勢の影響を受けまして、制度としてましてはございませうけれども、かなり実効と申しますか、そういう点から疑問の持たれるような事態も生じてまいっております。ところが、全般的にはそれでございませうが、たとえば産炭地域とかあるいは農村地域その他の地域におきまして、なお公共事業がその地域における雇用機会という観点から見ますと、非常に重要なウエイトを持つていても否定できないところでございまして、そういう観点から従来の失業者吸収制度というものを特定地域には残しておく。そして予算措置として実行いたします特定地域の開発就労事業とも関連させながら、雇用機会の増進をはかつていく。そういう意味で従来の公共事業に対する吸収制度というものを残しておく必要がございませうので、この法律ではそのような意味で特定地域について公共事業の失業者吸収制度を残した、こういうことになつておるわけでございます。

○島本委員 この義務づけられておる、公共事業にもできるだけ多くの失業者を吸収することというこれが、いわゆる国または地方公共団体の直営事業でどれだけ実施されているのか、その割合だけでなくいいからということなんです。これはほとんどないのじゃないですか。あるのですか、ないのですか、それをはつきり聞きたいわけなんです。義務づけられているのをやはり義務づけられておるとおりにはやらなければならぬはずですから、この割合は去年の実施状況とあわせてどれく

らいになっていきますかということをお願いしているわけです。

○住政府委員 安定所で把握しております公共事業の就業者のうち、安定所の紹介によります就業者の数は、四十三年度におきましては、就労延べ数四千二百八十万でございますが、それに対して紹介した就労延べ数が七百二十万、割合は一六・八%、四十四年度におきましては、就労延べ数が四千十五万、これに対して安定所紹介の就労延べ数が六百三十六万、割合は一五・八%、二年間比べましても逐次こういふように吸収割合が減少してきておるのでございます。

○島本委員 最近の動きのように民間業者への請負、こういふようなものがだんだん進んでいる中で緊急失対法のいわゆる失業者吸収の義務、こういふようなのが生かされているかどうかということだったのですが、どうもいろいろな数字をあげられましたが、生かされているのか、生かされていないのか、これでいいのじゃないかと思うんですが、どうもそういう数字をばつと出しても——あとでこれに続いて、では数字をもつてこの問題ではお目見えしていきたいと思います。私は、これはまことに残念な結論を皆さんから引き出さなければならぬわけでありまして、この点等ではまことに残念です。午後からあらためて数字をもつてこの点ではお目見えしてまいりたい、こういふように思います。いま大体大きい点で大まかに聞いておりますから、その具体的な内容について少し——いまの時点で了解したのではありませんが、省略しておきます。

それと、今後の雇用の情勢の見通しなんです、これは先ほどからいろいろ答弁があったのですが、特にわが党の後藤俊男議員が先月の九日に本会議で質問されております。雇用状態は構造的に不安定であり、失業の危険は拡大しつつある、こういふように指摘したのですけれども、佐藤総理のほうでは、これはもう雇用の機会を拡大して

改善を見てるんだ、労働力逼迫基調も変わらないんだ、こういふような答弁だったと思うのです。大臣はそばにおりましたから知っておられると思います。

それでは、雇用機会を拡大し、改善を見てる、そうして労働力逼迫基調も変わらないんだ、こうであるならば、年齢別に、産業別に、地域別に求職倍率と就職希望者の数、それから追加就職希望者の数、転職希望者の数、これはどれくらいあるのか、そしてその中でどれくらいが就職できたのか。これは古いことは要らないけれども、去年の実績によつて、就業できなかった数字も含めて、ちよつと発表してもらいたいと思うのです。これによると、いまの本会議の答弁の内容が具体的になるわけでありまして、これはことばではなくて、ほんとうに今後の雇用失業情勢の見通しの中の根本的な一つの数字になりますから、この点についてはやはり明らかにしてもらわなければなりません。これは数字はすぐわかりますか。

○住政府委員 まず産業別の雇用の問題でございますが、産業全体といたしまして、たとえば四十四年の平均で見ますと、前年に対して雇用の伸びが三・四%、四十五年が四十四年に対して三・一%、こういふようになっております。産業別に見ますと、建設業におきましては四十四年が四十三年に対して六・八%の伸び、それから四十五年が四十四年に対して七%の伸び、製造業では同様に四十四年平均で三・五%、四十五年で三・二%、それから卸売小売業では、四十四年が三・四%、四十五年が三・三%、金融保険業では四十四年が三・九%、四十五年が四・三%、運輸通信業におきましては一・五、〇・四、こういふように産業によつては若干四凸がございますが、それぞれ雇用が各産業において伸びておる、こういふことがいえるかと思ひます。

それから次に地域別の問題でございますが、たとえば学卒を除きます求職倍率でございますが、全国といたしまして、四十一年におきましては求職倍率が一・〇でございましたが、四十四年にお

いては〇・六になっております。要するに求職者より求人が上回つておる、こういふことでございす。四十四年の全国平均〇・六の求職倍率の地域別の状況でございますが、たとえば関東では〇・四、中部では〇・三、それから近畿では〇・五、こういふように、非常に工業化されております地域におきましては求職者に比べまして求人が多い、それに反しまして、北海道におきましては求職倍率が一・三、四国におきましては一・五、九州におきましては二・三というところで、こういふ地域においては求職者に対して求人数が少ない、こういふような地域別の不均衡の状況がございす。

それから次に臨時労働者、日雇労働者の問題でございますが、これは労働力調査について申し上げますと、臨時労働者につきましては、昭和四十四年度の実数が百六十一万、四十五年が百六十二万、こういふことになっております。対前年の増減率でございますが、四十四年は四十三年に対して一・九%、四十五年は四十四年に対して〇・六%、こういふようにふえてまいつております。それから日雇労働者につきましても、大体四十四年が百六万、四十五年が百九万、こういふような状況になっております。

それから最後に、いわゆる転職希望者等の問題でございますが、これも就業構造基本調査の数字でございますが、現在職についておられるけれども、他にいい仕事があったならば転職したい、そして求職活動もしている、こういう転職希望者の数字でございますが、これは四十一年の調査では、転職希望者が五十六万四千でございす。これが四十四年の調査によりまして七十六万六千にふえておる。それから次に、現在仕事をしておられるけれども、さらに働きたいという追加就職希望者でございす。これは四十一年では三十六万五千、四十四年には三十九万九千。それからもう一つの類型といたしまして、現在非労働力でございすけれども、新しく働きたい、そしてまた求職活動をしておるといふ新規就職希望者でございす。これが四十一年が九十一万七千、四十四年が約十万は

どふえまして百一十七千人というふうな状況でございす。

○島本委員 それでなお就業できなかった人たちは、どういふような方面に吸収されておりますか。そうしてどういふような業種、職種、どういふような仕事のほうに就業されているのか、その傾向をひとつ説明してもらいたい。同じように、最近十年間の雇用弾性値というのがあるんです、ね、生産の伸び率に対する雇用の伸び率の変化、労働者のほうではこれははつきりつかんでいと思うのですが、それとあわせて今後の見通しもちよつと示してもらいたいわけなんです。この今後の見通しは中高年齢層のこの基礎になる問題でもあるし、重要であります。——これは資料もだいぶありますから、よく調べておいて、日鋼室蘭の件とあわせて午後の当初にこの点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

午後一時一分休憩

午後二時三十分開議

○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。島本虎三君。

○島本委員 午前中にいろいろ質問し、二点にわたつて調査方の依頼と答弁の要請をしておきました。一つは、新法案と緊急失対法との関係であります。もう一つは、室蘭の日鋼のあの六十二歳で首を切つておつたというこの事実に対する調査、これがまだ報告ありませんので、冒頭においてこれは報告することになっておりますので、あらためて要請いたします。

○住政府委員 第一点のこの特別措置法案と緊急失業対策法の効力の問題でございますが、これは先ほど御説明申し上げましたように、今後の失業対策の重点は中高年齢者の再就職、雇用の安定をどうやってはかつかうか、これが重点に

なる。そういう観点から、今回のこの特別措置法案によりまして、中高年齢者に対する雇用の促進を積極的に講じていく。そういう意味において、今後の失業対策といたしましては、失対事業に依存するより、やはり方は変えていきたい、こういう考え方のもとに、緊急失業対策法の効力につきましては、附則におきまして現在の就労者に対して効力を有しておる、こういうことをはつきりさせたいわけでございます。そういう意味で私も立法技術といたしまして別に問題はない、また趣旨からいってもそういうことになるというように考えておるわけでございます。

それから第二点の日鋼室蘭の事件でございますが、実はできるだけ全貌把握につとめるべく現地と連絡をとったのでございますが、まだ十分な御説明申し上げるような事実は把握できておりません。大体の問題の内容につきましては先ほど先生の御指摘のあったとおりでございますが、たとえば離職票がはたして安定所に提出されておるかどうなのか、あるいは離職票の離職事由がどういふように書かれておるか、そういう点につきましてはなお現地の室蘭の安定所のほうとも連絡をとらぬといけませんので、この点につきましてはできるだけ早く全貌の把握につとめたいと思っておりますが、非常に残念なことでございますが、まだそこまでつかめないような状況でございますが、できるだけすみやかに状況を把握しますとともに対策を講じてまいりたい、こういうふうに考えております。

○島本委員 念のために第一点を明らかにしていただきます。

それは現行の緊急失対法では、失対事業とともに公共事業にもできるだけ多くの失業者を吸収すること、これに、これが義務づけられているんだけれども、現在の公共事業がどれくらい国または地方公共団体の直営——直営です。直営の事業で実施されているのか、このことなんです。先ほど答弁があったけれども、あれは総体でありまして、あれはすべて民間業者の請負、こういうふう

なものも含んでおるわけでありまして、これは答弁としては総合的な答弁であって、私の聞いていることに對しては率直な答弁ではないのであります。その点はまことに残念なのでありますけれども、この点はいかがですか。

○住政府委員 公共事業の吸収率の実施状況でございますが、これは先ほど申し上げましたように私ども労働省で集約しておりますしかたは、先ほど申し上げましたように直轄事業、請負事業を含めまして就労者のどの程度が安定所紹介による失業者であるか、この数字について申し上げたのでございますが、さらにその数字の中で直轄事業がどれだけで請負事業がどれだけであるという集計はいたしておりますので、非常に申しわけないことでございますが、その実情は必ずしもはつきりすることができないのは非常に残念でございます。

それからなお午前の質問で、一体どういふところに新規のものが産業別に就職したのか、こういう御質問につきましても答弁を漏らしておりました。その概要について申し上げますと、たとえば就業構造基本調査、これも総理府でやっております統計でございますが、昭和四十年に第一次産業に新しく就職した者が十一万人、それが四十三年には十万人、第二次産業につきましては四十三年が八十九万三千に對しまして四十三年が九十七万五千

人、この第二次産業のうち大部分は申し上げるまでもなく製造業でございますが、製造業につきましては四十三年が七十四万八千、四十三年が八十三万九千、こういう状況になっております。第三次産業につきましては四十三年の入職者が九十八万二千に對しまして四十三年が百二十一万三千人、こういう状況になっております。総じて申し上げますと第一次産業に入職した者の全体の割合、これは四十三年におきまして総数が約二百三十万程度でございますが、そのうち第一次産業が四・七％、第二次産業が四二・四％、第三次産業が五二・八％、こういうような状況になっております。さらにどういふ職業に就職しておるか、こ

ういふことを見ますと、四十四年におきまして、たとえば事務職に就職した者が約二割、技能工、生産工程従事者に就職した者が約四三％足らず、こういうのがおもなところでございます。

○島本委員 どうもポイントが合わないようであります。

では最後にこの点一つ聞いておきます。緊急失対法の失業者吸収の義務、これは生かされておりましたか、生かされておりましたか、これだけ一つ。

○住政府委員 先ほど申し上げましたように、非常に雇用失業情勢がまだ改善されてない段階におきましては、失業者の公共事業における吸収制度、これは失業者の就職の機会をいたしまして非常に効果があったと思うのでございますが、御承知のように建設業の労働力需要も非常に伸びてきておる、そういうような情勢が年々高まってまいりました。そういう意味でだんだんと吸収制度の効果というものが薄くなってきた、こういうことがいえると思っております。しかしながら先ほど申し上げましたように、非常にそういう就業機会の乏しい地域がまだあるわけでございます、そういう地域においてはなお失業者の就業機会という意味で公共事業が大きな役割を果たしておる、こういうふうに考えております。

○島本委員 先ほど六十二歳の室蘭の日鋼の例をあげましたけれども、それはそれで十分調査してあとから出してまいります。それと同時に、この六十五歳以上の高齢者を一律に援護措置から排除するということは、これは答申無視になるんじゃないか。それと同時に、これは不当じゃないか。まして社会保障制度の完備するまでという、これにまだ該当しないということになると、六十五歳で、こういうふうに言うこと自身が答申無視であると思っております。それで六十五という上限を取り去るか、またはこの点十分配慮する必要がある性質の上当然あると思っております。それでなければ、いままでの答申、それから大臣の答弁、それから社会的

慣習、こういうようなものから全部はずれてしまいうおそれがある、こういうふうに思いますが、やはり四十五—六十五、これにこだわりますか。具体的には六十五の上限をとってしまつたほうがいいんじゃないか、こう思われる節が多いわけでありまして、またそれを主張するのですが、この点は大臣、どう思われますか。

○野原国務大臣 先ほど申しましたように、やはり定年の延長ということが問題になっておりますし、したがって中高年齢者の雇用の促進という問題を考えるときに、やはり現在のあらゆる角度から検討した結果は、四十五歳以上六十五歳までを対象としてこの法律をつくって今後雇用対策を進めていくという政策がきわめて妥当であるというふうに考えております。

○島本委員 これはどうですか、中高年齢者の受け入れですけれども、これは雇用率の設定という、こういうような一つの線を法案の中へぶち出してあります。この実績について聞きたいわけですが、後ほどこの問題もう少し掘り下げたいと思っております。後ほど聞きたいけれども、まあ浅く、なおかつ具体的に聞きます。

中高年齢者の雇入れを官公庁の場合に義務づけられないかどうか、また一般事業所でも、特に困難がない場合には受け入れを義務づけるような方法を考へてはどうだろうか。これも一つの雇用率の設定の実績にはなるのじゃないか。それと同時に、他でも身体障害者その他は、ゆるい規定だけれども、これをやっているのじゃないか。真に雇用率の設定の意義をここに問うならば、やはり官公庁も率先して、労働省あたりでもこの点あたりやつてみたらどうなんだろうか。これも一つの方法だが、これはもう考えられませんか、大臣。

○野原国務大臣 御趣旨はまことにごもっともだと思っております。まあこれは強制された義務の履行という見地からでなく、中高年齢者の適性とか労働条件などを考慮して雇用するという意味で、たとえば使用される中高年齢者がこの職場になじみ、労働意欲を十分に発揮することができま

—

失業対策事業に就労いたしております。四十五年の年末現在で、なお措置の進行中の者が四千六十三名おりました。以上で見ますと、大体認定申請をした者の七二%が就職いたしております。その他の残りが失対事業に就労し、あるいは現在引き続き指示を受けておる、こういう状況になっております。中高年就職促進措置につきましては、必ずしもその内容は十分ではございませんけれども、大体は現在の状況では所期の目的を達しておるのではないかと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○島本委員 委員長から注意してやってほしい。こつちのはうが聞いたとおりの答弁をしてもらいたい。その答弁をするかのように見えて、失対事業の功績をここに輪をかけて発表してもらいたくないのです。それくらいわかっていますから……。こつちの聞きたいと思うのは、具体的に言っていますから——じゃ、これだけのやつを言ってください。四十五年の四月から十二月までの九月月の間に奈良県、香川県、大分県、岡山県、この措置を受けた者の結果はどうなっているか。就職促進の措置、これは現行の職業安定法第二章の二の実施状況でわかっているはずですから、これは発表していただきます。

○遠藤政府委員 御指摘の各県別の指示の状況は、ただいま手元に資料がございませんので、後ほど資料を作成いたしまして御提出申し上げたいと思います。

○島本委員 肝心の不利なやつになると資料がないんですよ。これは四十五年四月から十二月までの九月月の間に中高年失業者に対する就職促進の措置、これは実施状況で、九月月の間には奈良県はゼロですよ。なぜゼロなのかはわからぬのですよ。香川県はただ一人ですよ。大分県もたった一人ですよ。岡山県は二人ですよ。こういうふうにして、当然やるべきものもやらないでいて、その点を聞くべきものというんじや、少し国会軽視じゃありませんか。なければ私のほうに資料があるし——これは労働省職業安定局の資料

じゃありませんか。職業安定業務月報によつてはつきりしている資料じゃありませんか。自分のほうで出しておいて、資料がないというのはどういうわけなんですか。これは少し島虎を甘く見ているんじやないのかな。

○遠藤政府委員 いま島本先生御指摘の月報、ここに持ち合わせておりませんからちょっと……。

○島本委員 持ち合わせていないというんじやないのはやむを得ません。ただ、はつきり出先を言っておきます。資料の出所は、職業安定業務月報、労働省職業安定局発行、四十五年、カッコして四十五年の四月から十二月まで九月月間、これは中高年失業者等に対する就職促進の措置実施状況。各県別に全部出ております。まあ資料がないというんじやないのはやむを得ませんけれども、こういうのは、自分で出したやつは頭の中に入っているはずですよ。奈良県はゼロであります。香川県は一つあります。大分県一つあります。岡山県二つあります。予算も、単価の上昇にもかかわらず、これが減少しているというふうな事態は、まさに何か意図があるんじゃないだろうか、こういうふうなことが考えられます。この制度を職安自身が積極的に活用しようという意図がないんじゃないだろうか。そうでなければ、求職者へのPRが不足なんじやないのか。それでなければ、申請を制限しているんじゃないのか。そういうふうなことが考えられるわけですよ。したがって、措置の内容にも改善を要する問題点がある、こういうふうなことを示しているんじゃないかならうかと思ふわけですよ。そうなりますと、やはりいままである法によつてできないで、今度の法によつてできる、ある日こつ然としてこれが可能だということとは、非科学的であります。この点については少し、資料がないというんじやないのか。それでなければ、資料を十分出して、次回においてこの資料によつてもう少しやらなければならぬと思ふます。この点は強く要請しておきます。こういうふうなことじゃいけません。それから、申請者が一人もな

かったのか、それとも、すでにあったんだけれども、いま言ったような理由で、これはもう全然やつてなかったのか、その辺の解釈はどうですか。

○遠藤政府委員 中高年の就職促進措置の申請がございました場合に、ある程度求職の申し込みをした上で措置を申請をいたすわけでございます。したがって、こういうふうな人につきましては、その人の適性に応じた就職あっせんをいたします。なおかつ一定の期間に就職あっせんができなかった場合に認定をするというふうなことでまゝになっております。したがって、最近非常に雇用情勢が好転してまいりまして、全般的に見ますと、先ほど先生御指摘のとおり、申請あるいは認定、指示の件数が減ってきてまいっておりますが、これはそういう関係で申請者が、認定するまでもなく就職をして、認定するに至らないというのが一般的な情勢でございます。したがって、先生御指摘のように、この申請者に対して無理やりに認定をしないとか、あるいは申請を受理しないとか、そういうことではなくて、一般的に就職をすることによつて認定の件数が減つてまいっておるというのが実情でございます。

○島本委員 一般的なことを私は聞いたんじゃない、いま言ったように、例をあげたことを聞いておるわけなんです。一般的なやつはよく理解いたしました。わかりました。ただ、いま言った特定の場合はどうなんだ。求職者が求人数をこえていて、こういうふうなところの中に入っているじやありませんか、愛媛なんて。それなのにゼロだ。これではおかしいじやありませんか。ですから、こういう資料によつて、私のほうはでたらめを言っているのじやありませんから、この資料は労働省の資料なんですから、労働省の資料によつてやるだけだ、これに對しても的確に答弁をいたさないというんじやないのか。これは残念なんです。鳥取だとか愛媛だとか、こういうのは過疎地帯であります。求職者の数が求人数の数の約二倍前後もある府県です。それなのにこれが全部

いつているのはどうも私はわからない。これはどうですか、今度は局長……。

○住政府委員 全般的な状況につきましては申し上げたとおりでございますが、各県によつてやはり措置の申請、認定の事情が違ふこともまたあり得るかと思ひます。私どものほうで特に措置の申請を抑制するとかあるいは認定に何らかの制約を加える、こういうふうなことはいたしておらないのでございます。おそろく御指摘のようないまおきまして措置の申請なり認定が少なかつたというのには、先ほど失対部長から御説明を申し上げましたように、措置の認定に至らないままに紹介就職が行なわれたのじやないかと、こういうふうに考えます。

○島本委員 なおこの点についてはあとで、いかなる理由によるものかということ資料に基づいて調べた上で、文書でもいいからはつきりした答弁をしていただきたい。これは資料によつたほうがいいと思ひます。いま資料がないというんじやないと思ひます。それは次回にはつきりさせるように要請しておきます。

○伊東委員 代理 ちよつと委員長から……。いまの点はいいですね。

○住政府委員 御指摘の趣旨に沿ひまして資料を作成し、御提出し、御説明を申し上げたいと思ひます。

○島本委員 就職指導手当や訓練手当、一連のこういうふうな手当制度が今度やられるようであります。しかし訓練手当、就職指導手当、こういうふうにしてみます場合には、どうも生活保護基準と失対賃金と就職指導手当と訓練手当、これは昭和三十八年から四十六年までの間に生活保護基準は二・七倍、失対賃金は二・五倍、就職指導手当は二・一倍、訓練手当は二・二倍、こういうふうになつて、せっかくあるものにかかわらず、就職指導手当や訓練手当は一般賃金の水準や生活保護基準、こういうのに比べて相対的に低下している。家族をかかえる中高年層者の生活を保障するには、全然ほど遠いものになつてゐる。これは求

職手帳が効果をあげるためにも大幅な改善が必要だ、こういうようなことになるのじゃないかと思ふわけだ。このためにも失業者の生計費と求職活動の費用を基準にして、中央職業安定審議会の意見を聞いて当然これは改めるべきじゃないだろうか。これは積極的な意見です。というのは、手当が低過ぎる。三十八年に失対二法が改正された当時は、まず大体失対は一万円、それから指導手当は九千五百円と一割くらい下げる。それから訓練の費用の場合には一万二千五百五十円、こういうふうになつておつたわけですが、四十六年度現在では失対費金が大体二万五千円とすると訓練手当も二万五千円、指導手当は一万八千九百七十五円。この順位がどういふわけか全部変わつてきているわけだ。これはとりもなおさずいままでこの方面にほとんど無関心であるか、これを進んで取り上げないからこういう結果になつてくるのじゃないか、こう思うのですが、どうして以前昭和三十八年制定した当時とこれらの割合が現在まで約七年間の間に変わつてきているのか、この推移についてちよつと伺つておきたいわけだ。

これは中高年齢者の家族をかかえている失業者が安心してやれるだけ支給をしてやるのでない、これはもう困るのじゃないか。したがつて、当然食つていける手当を出さない。それにいかかわらず率においてだんだん下がつてきているのじゃないか、こういうようなことに相ならうかと思ひます。この点、率が変わつてきている点はどういうふうな意図に基づくのなのか、この点私自身わかりませんので、ひとつ解明願ひたいと思ひます。

○住政府委員 この就職指導手当あるいは職業訓練手当でございますが、まず就職指導手当につきましては、これは従来の就職促進の措置が、就職困難な中高年齢者が求職活動をする際に、その求職活動を容易にするかたわら、その方々の生活の安定にできるだけ資していく、こういう趣旨で手当制度、手当額がきめられておるのでございます。

が、いろいろな年によつてアップ率の差がございます。たとえば本年度は一〇・三％のアップになつております。四十五年度におきましては七・九％、四十四年度においては一一・一％、四十三年度においては八・二％、大体そういうような経緯でございます。御指摘のように必ずしも十分な引き上げが行なわれていないのでございますが、私ども今後この法案ができませんならば、従来と違ひましてやはり対象といふものが明瞭になつてくる。たとえば四十五歳から六十五歳未満、こういうことになりまふと、それだけ対策の充実が期せられることになると思ひますので、今後ともこの点につきましては十分努力をいたして適当な額にしていきたい、こういうふうに考えております。

○島本委員 大臣、先ほどいろいろ事務当局の答弁がありましたが、社会保障が充実するまで「当分の間」といふような、これがいろいろ議論されました。ただ「当分の間」といふ、この就労者に対する現在の法律の中で「当分の間」といふようなことはどうして抵抗を感じるか、疑問を持たれる。これについてやはりこの機会ですからはつきり「当分の間」とはどういうことなんだ、それを大臣のほうから申していただきたいわけだ。というの、社会保障制度などの充実によつて保障されない限り就労させることなんだ、私はそういうふうに答弁として承りました。失対事業制度をこれまでどおり活用していくのだ、こういうふうに受け取りました。したがつて「当分の間」といふのは法令上の用語であつて、内容は九十九年、いわば一人も現行の失対者がいなくなるまで、こういうような意味なんだといふふうに私は解釈していたのです。当然それだと思ひますが、この際、大臣のほうから明確なる答弁をこれに對してしておいてほしいと思ひます。

○野原国務大臣 「当分の間」といふのでございしますが、雇用審議会の答申の趣旨を尊重しまして、社会保障対策や中高年齢者の仕事に関する対策の充実によりまして、現在まで失業対策事業に就労することによつて維持されてきた、同程度の生

活が維持できるようになるまでの間という意味において「当分の間」失業対策事業に就労し得ることとしたものでありまして、三年とか五年とかいふようなことを考えているのじゃないかという点で、先ほど御答弁申し上げましたように考えておるわけでございますが、「当分の間」といふのは、何か、私もどうもはつきりわかりませんけれども、法律的にこういう表現を用いたのではないかと思つております。格別の意味を、それほど重要な意味を持つていないといふふうには考えます。ただ、先ほどお話しした、九十九年間にいふようなことになるまいと思ひます。「当分の間」でございまして、やがて日本の社会保障も先進国と同様に、これはよくなることは間違いないのでありますから、それによつて老人対策が十分講ぜられるという日もそう遠くはないといふふうなことを考えておりますので、その間、この仕事は引き続いて続いていくものと解釈してよろしかろうと考へております。

○島本委員 したがつて、社会保障制度の充実によつて保障されるまでの間、すなわち社会保障制度なんかの充実によつて、もう十分保障が行き届いた、こうなるまでの間は存在するんだ。「当分の間」といふのは法律用語であつても、九十九年たつたならばどうなるかといつたつて、租借地とかそういうものは、半ば永久的な意味で九十九年といつてゐる。したがつて、手当の点は先ほどわかりました。問題は、なぜ「当分の間」を入れるか。どこかで大臣、三年とか五年とかという、この年限が議論になつたことがある。それがまた年限づきの廃止になるのじゃないかといふこと、これまた一つの不安を投げかけているので、それじゃないんだといふ、これだけははつきりさせておくのが法の精神でありますから、それがまだあいまいである以上はこれは困る。ほほいまだあいまいになつてゐるけれども、何かそこに書いたものなんて読むからわからなくなるのじゃないですか。大臣はそれを説かないで、「当分の間」といふものは、とにかく失対に現在いる人が

死んでしまつて、一人もいなくなるまでの間が「当分の間」なんだ、だから決して心配ないんだ——そういう縁起の悪いことを言うのが悪ければ、社会保障制度の充実によつて何も心配が要らなくなつて、それを廃止してもいいといふまで、それまではこれは「当分の間」なんだ、こういうふうにして、「当分の間」の定義とは申しませんが、この「当分の間」に対する考え方と愛情をこの際示しておいてほしいわけなんです。五年と言つたことがあるのです。はたしてそうかといつたら、そうじゃないんです。それについて変わつてきたのがいまの表現です。どこで出たことばかわかりません。しかし五年といふことは、三年といふことは、それがもしあるとするならば、心のどこかにもしそういうのがあり、それが一たん通つてしまつた場合にはそれが行政措置化する、このおそれなしとしないわけだ。すべて政令、省令にまかされるから、そうなつた場合に、そのことばは法律の運用に対して一つの重大なポイントになりますから、いまこの「当分の間」といふやつは——大臣、この際もう少し愛情を持つて、これに對してはきつめて常識的に説明しておいたほうがいいと思ひます。書いた紙、読まぬほうがいいです。

○野原国務大臣 現在までの失対に従事してこられた方々の将来について、そうした生活の不安、心配等がなくなるための社会保障制度がやがて拡充され、安心して、失対に従事しなくていいという日がそう遠くはないうちに来るだろう、それまでは、失対の方々はできるだけこういふことでやつていただく、といふふうに考へております。

○島本委員 どうも、わかるやうでわからぬから、もう少しこれは事務的に聞いたほうがいい。今度は失対部長、これに對してどういふふうな見解を持っていますか。

○遠藤政府委員 ただいま大臣からお答えを申し上げましたように、また雇用審議会の答申等にもございまして、現在失対事業に就労している人たちが、社会保障制度ないしは老齢年金の充

実、そういうことによりまして、現在程度の生活が不安なく保障されるような事態になります。で、この失対事業を続けるという意味で「当分の間」ということばを使用したわけでございます。

○島本委員 それならば、そういうふうになったという認定はどなたがなさるようになりますか。

○遠藤政府委員 関係者はもちろん、世間一般がそういうふうになったと認められた時点において、スムーズに移行できるような状態が確認された時点で、この「当分の間」ということになるわけでございます。

○島本委員 どなたが確認いたしますか。

○遠藤政府委員 実は、この「当分の間」ということばが法律上明確に使用されております。以上は、これがなくなるということは、法律改正によつて、この「当分の間」あるいはこの制度をなくすこととなります。そういう事態にもなつたといいたしますならば、当然この国会に法律改正を提案することになります。したがって、この手続といましては、雇用審議会にその手続について御諮問申し上げまして、雇用審議会ではそれはけつこうであるという御答申をいただいて国会に改正法案を提出いたしますことになるので、したがって審議会なりあるいは国会で、そういう状態が実現したという御確認の上で法律改正が行なわれるということになるのではなからうか、こういうふうにご考慮しております。

○島本委員 じゃ、それは初めからそういうふうな認定、そういうふうな決定をするのは審議会である、したがって軽々に労働省は単独でそれらを決定するものじゃない、労働省としては、前に言ったように、社会保障制度が十分確立して、そして心配のない状態になるまで、いわば、年限をいうならば、そうならない限りにおいては九十九年、これだけのものも考えているんだ、こういうふうには考えながら、安心して次へ進みたいと思うが、この点について最後のため押しをするが、これも失対部長。

○遠藤政府委員 御趣旨のとおりでございます。○島本委員 では自立促進の措置について、目玉商品でありますけれども、これをひとつお伺いしたいと思ひます。

これまでの実績で、かなりの人たちが再び失業して、日雇いなどの不安定な就業状態に放置されたまふようになっておる。一たん失業すると、もう再び失対事業に就労できないということ、これはかえつて再就職をためらわせ、阻害しているんじゃないか。したがって、失対事業への再就職を保障する必要があるんじゃないか。そうすることがとりもなおさず、再就職促進の一つの基盤になるんじゃないか、こう考えるわけです。いままでも、一たん出たら帰れない、そういうようなことになる、出ていきたくても心配で出ていけない。ことに最近のような不況または企業が沈滞ムード、または下請、こういうふうなものが首切り、こういうようなことがある限りにおいては、いわば心配で出ていけない。それが再就職を一そう困難にする、こういうような結果になっているんじゃないか、こういうふうにお考えをしておりますか。これは大臣ですね。

○遠藤政府委員 先生御承知のとおり、緊急失業対策法は失業者が再就職するまでの間、失業対策事業に就労させることによつてその間の生活の安定を得させる、こういうことでいまの制度が実施されておるわけでございます。

〔伊東委員長代理退席、委員長着席〕したがって私どもは、現在の失業対策事業の就労者につきましては、できるだけその人たちの適性に応じた安定した職業につけるように就職あっせんをいたしてまいつておるわけでございますが、しかし、その場合といえども、職業選択の自由が保障されておりますので、私どもは、就職あっせんにつきましては、本人の意思に反して就職させるようなことは、従来ともいたしてまいつておりませんし、就職支度金その他雇用奨励のための措置をとるにいたしてまいつても、本人の希望に

応じて就職する場合に、こういう就職支度金その他就職しやすいようによりよくするための援護措置をいろいろ充実してまいつております。お説のように、失対から離れて就職した、しかしいろいろと事情によつてまたその失業せざるを得ないような場合には、また失対に入れるようにすればよい就職しやすくなるのではないかと、いろいろお話でございますけれども、私もはできるだけそういたつた、再び失業するようないないような職場をあっせんするように努力をいたしておるわけでございます。不幸にしてそういう人たちが一たん就職いたしました再び失業するようないない事態になりました場合には、今回の法律によりまして、そういう人たちに新しく求職手帳制度によりまして、さらに手当を支給しながら就職あっせんを続けていく。そして、どうしても就職できないような事態に立ち至つた場合には、新しい開発就労事業という制度によりまして、ここに就職することによつて、就労するまでの生活全般の安定、就労をはかつていく、こういう制度を新しく設けることにいたしましたので、この新しい制度によつて十分こういった人たちの就職あっせん並びに失業期間中の生活の安定といふものはできるものというふうに確信をいたしておるわけでございます。

○島本委員 特定地域の開発事業、これにも入れないで手帳が切れてしまった、期限が切れてしまった、こうなつたらどうしますか。

○遠藤政府委員 手帳の期限が切れたした場合に、これは手帳制度で、先ほど来御説明申し上げておりますが、一定の期間、就職困難の人につきましてはさらに手帳の有効期間を延長するといふような措置をとるに実は考えておるわけでございます。なおかつ、特定地域につきまして手帳の有効期間を延長してなお就職できないというような場合には、特定地域開発就労事業といふものを設けてここに就職させる、こういうような制度に実は進んでおるわけでございますが、就職できないような場合には特定地域開発事業で就労

をはかつていく、こういう制度になっております。○島本委員 その就労事業に入れなかった場合はどうしますか。

○遠藤政府委員 一般的に雇用情勢、就職状況のいいところは、あえて特定地域開発事業というような事業を起さなくても、手厚いこういった求職手帳制度によつて就職あっせんが可能であるというふうに考えておりますが、失業情勢が悪く、雇用情勢が悪化したところでは、特定地域開発就労事業を実施してここに吸収していく、こういうたてまえをとつておるわけでありまして。

○島本委員 そこへ入れると言つたつて、はいれなかつた場合はどうするんだ。必ずしもそこにあるとは限らない。手帳が切れたなら、もう一年待たないと次の手帳出ないでしよう。二年で切れちゃう。そういうような場合は、やはり一年間野放しじゃないか。ましてこの特定地域開発事業がそこにはない場合があつたらどうなるんだ。やはり失対に入るよりしょうがないじゃないか。一体どうなつたらどうする。

○遠藤政府委員 先生御指摘のように、求職手帳制度により就職できない人たちが一定の数のいる場合には、開発就労事業の実情に沿つた弾力的な運用をまいりまして、そういう人たちの雇用を確保していきたい、こういうふうにご考慮をいただいております。

○島本委員 開発就労事業の場合には、これははつきりいつて、大体的構想としては千六百元以上支給するような、こういうような構想じゃないかと思ひますけれども、そういうふうになると、重労働に耐えられないような人たちは、そこへ行つてもまたすぐ首になつてしまふ。首になつたらどうなるか。またそこへ入れる。入れては首に上げるようなことをしてはどうにもならぬから、その辺はどうしますか。

○遠藤政府委員 実は先生の御質問の趣旨を誤解しておつたわけでございますが、開発就労事業と

申しまして、実はそれと類似の事業を現在の炭鉱職者関係で実施しております。これも事業内容は今回の特定地域開採事業とは同様のものがございます。道路の改良、舗装あるいは河川の改修、あるいは団地の造成、こういった事業が特定地域開採就労事業のおもな事業内容と考えておりますが、その場合にも、先生御指摘のような重労働、重作業ばかりではございませんで、たとえば工場用地、住宅団地の造成にいたしても、その中にはかなりな重作業もありませんと同時に、難役程度の、比較的軽作業も現在行なわれております。したがってそれに就労する人たちは、それぞれの体力、年齢に応じた作業に従事させるということ、現在もそういった比較的高年齢の、体力の比較的劣った人たちが、現在の開採就労事業に従事しておりますので、その点は、そういうことのために就労できないというようない事態になることは万々ない、かように確信いたしております。

○島本委員 普通の場合と、いわば失対並みの簡単な仕事、これと二つある。そうしたら、中の賃金は、どういふふうな構想ですか。

○遠藤政府委員 現在の開採就労事業の事例をとってみますと、たとえば福岡県で実施されております同地造成等の賃金は、平均的に見ますと、大体千八百円前後になっております。その中で、男女別あるいは作業内容別に、軽作業、重作業によりまして前後四、五百円の開きはあるようでございます。たとえば女子の軽作業の場合は千三百円から四百円程度、男子の重作業の場合は二千円から二千三百、四百円というふうな賃金になっておりますので、比較的体力の劣った高齢者の場合も、そういった軽作業に従事することによって就労は確保できる、かように考えております。

○島本委員 交通費並びに家族手当、こういったようなものを見込んだ額ですか、それとも別々にした額ですか。

○遠藤政府委員 開発就労事業の場合は、現在行なっております失対事業の賃金の場合と異なっております。

おりまして、これは雇うほうの事業主と雇われる就労者と、この労使の間で賃金その他の労働条件が決定される一般の民間のたてまえをそのまま踏襲することになっております。したがってまして労使の話し合いで、賃金は幾らにきまるか、その中で交通費等どうなるかということ等も一切労使の話し合いにゆだねられることになっております。

○島本委員 労使の話し合いですならば、開発就労事業の施行者はだれになるのですか。

○遠藤政府委員 事業主体は、都道府県、市町村、いわゆる地方公共団体でございます。そこから委託を受けた請負施工業者、民間の請負業者が施行主体でございます。

○島本委員 それではその賃金をきめる相手は、都道府県ですか、それともその委託を受けた事業者ですか。

○遠藤政府委員 委託を受けた業者とその就労者の間で賃金が決定されることとなります。

○島本委員 具体的な例として、そういったようなものはうまくいっていますか。

○遠藤政府委員 従来の緊急就労対策事業と産炭地域開採就労事業につきましては、おおむね順調に賃金決定が行なわれておるようでございます。一部、賃金の話し合いがつかずに仮払いというふうな形で、三、四月月たつて話し合いがついて追加払いがされるというふうな例があるようでございます。

○島本委員 そういふ仮払いというふうなのは好ましくない例ですが、そういうふうなことによって、いわば公の都道府県が主体になってやらせているというふうな事業の中に、失対というふうな事業に携わる人はわりあい恵まれない、ほとんど恵まれない人たちが、そういうふうな人たちがそのために何カ月ももらえないというふうなことがないように、きちんと指導してやらなければだめだ。そういった場合には、直接委任される都道府県、労働省のかわりにやる都道府県が、相当の権限と相当の発言力をもってこれは解決させなければならぬ責任があるのじゃないか。

か。責任はとらない、ただトンネルだけだ、あとはやるのは個人の請負だけだ、こういったものでは責任回避はほだしい。そういうふうなことで、やらないと思ふけれども、いまの例によると、そういうふうなこともあるようですから、この点は大臣、いまのような点、運用の点では十分今後考えていかないとだめな問題がかなりこの中にあります。都道府県から個人に委託する。個人が交渉の相手になって賃金をきめる。その中には交通費も家族手当もこういったようなものを全部含めてきめるから、案外こっちからやった二千円というの、二千円でないかもしれない。また少なくなるかもしれない。団体交渉をやる、もらえない場合もある、こういったようなことのようにです。そういうふうなことのないように、都道府県を通じて十分あたためた措置を講じなければならぬと思ひますが、いま聞いてみたら、そういうふうな例もあるようです。実施に対してこれは十分気をつけていかなければならぬ一つの重要なポイントです。この点、大臣、どうです。

○野原国務大臣 これは失業対策という観点から、実は行政指導を徹底してやりたい。しかも請負事業といながら、そこに働く人たちがある程度作業の能率もあがるというふうな場合には、当然相当高い賃金が支払われている場合もあると思ひます。したがって、現在の失業対策で支給されてきた賃金よりも相当上回る賃金になろうかと思ひます。それは事業請負者の方と就労者の方々がお互いに話し合いをして、できるだけ能率的に作業を進めていくということになりますれば、意外にいい結果を生むのではないかと、私はそう期待しております。

○島本委員 この就職支度金は一定の期間を限って増額するようなやり方がとられるようでありまして、現行五万円を十五万円にする計画だ、こういったようなことであります。ほんとうに安定雇用につけるためには支度金十五万円程度ということでは不足ではないか。この支度金も増額をし

て支給してやる必要があるのじゃないか。そして一定の期間を区切らないで、少なくともそこに働いている人は、あるいは俗にはニコヨンといわれあるいは失対労働者といわれても、身分からすれば現行では非常勤の特別職の地方公務員なんだから、えらいのだから、そういうものに對してはやはり退職金の一つの効果、退職金の運営というものを含めてこれから十分検討してやるべきじゃないか。額を上げて、そして年限を区切らずに退職金の運営を含めてあたためた措置を考えてやるべき時期じゃないか、こう思ひますが、この点についてはひとつはつきり見解を承っておきたいのであります。

○遠藤政府委員 実は就職支度金という制度につきましては、御承知のとおり従来五万円ということ、就職をしあるいは自営を開始するという人たちに、つきまして支給してきたわけでございまして、今回法律改正の機会に十五万円に引き上げることについて御承知でございますが、先ほど来「当分の間」ということについて御説明申し上げたとおりでございますが、従来、失対に就労しておる人たちの実情を見てまいりますと、ややもすれば就職はしたい、安定した職場に再就職したいという意欲はありまして、いろいろな事情からなかなか切がつかないという人たちがかなり多い実情にあるように見受けられます。したがって、こういった人たちに、この機会にできるだけ就職支度金を増額いたしまして、言ってみますればスプリングボードといひますか、ふん切りをつけてこの機会に安定した就職をさせてあげたい、こういったことで実は就職支度金の増額をはかってまいったわけでございます。

こういふ就職支度金の制度を先生御説のように退職金というふうな制度にしてはどうかという御指摘でございますけれども、失対に就労している人たちの生活は、御承知のように緊急失業対策法のたてまえから申しまして、再就職するまでの間、失業している人たちに就労の場を与えること

よってその生活を安定させる。その間に就職をさせることによってできるだけ早く就職をさせるというたてまえになっております。その間の就労につきましても、失業している間、毎日一日一定の現場に就労させるというたてまえになっておりまして、一般的な地方公務員その他民間の常用労働者と違いまして、日々雇用というたてまえをとっております。実態もそのとおりでございます。こういう人につきましても退職金という制度は制度的になじまないものだと私も考えておりますので、今後とも退職金という制度を失対の人たちにつきましても導入する考え方は持っております。

また、支度金を増額いたしますにつきまして、五万円を十五万円に上げたということは私もいたしましては精一ぱい努力をいたしたつもりでございますが、これをさらに増額をするという事になりますと、その点につきましても他の類似の制度との均衡等もございまして、なかなか困難な問題ではないか、実はかように考えておる次第でございます。

○島本委員 あなた、がんこでだめだ。そんなことじゃないのだ。実際日々雇用だ日々雇用だと言っているが、いま平均五十七歳でしよう。五十七歳なら三十年間も日々雇用している。三十年間も日々雇用していたら、もううのは日給であつても、これは日給月給ですよ。それまでは手当もちゃんとついている。こういうようなことになれば長期雇用、そういうような不完全な状態で就労させていたのが労働者だということになって、自分の非をさらすことになってしまふ。長期雇用ですよ。日々雇用じゃない。三十五年つとめたら三十五年の長期雇用じゃないか。あなた、失対法によつてというけれども、身分はどうなんですか、非常勤の特別職の地方公務員じゃないか、失対労働者は、いいほうを見なさい、あなた悪いほうばかり見ないで。そういうような人たちに對して今度五万円を十五万円にしたというのが悪いというのじゃない。それはよくやつた。それを二十万円に

する努力をして、今後やはり一定の期間をもつと広げるなり、またそれをうんと広げたら退職金の性格のそれに近づくことになるから、そういうような努力は当然してやるべきだ。理論的に当然じゃありませんか。あなたみたいな事務ばかりやる人は困る。これはやはり局長。

○住政府委員 就職支度金制度でございますが、従来の制度はただいま御説明申し上げましたように五万円、こういうことでございまして。それは一つは、あるいは再就職するあるいは自立をする場合にいろいろな出費も必要であらう、そういうような出費のために民間への再就職の意欲がそがれると非常に問題であるし、それは緊急失業対策法の趣旨からいっても適当でない。緊急失業対策法の趣旨はできるだけ民間雇用を促進していく、こういうことにあるわけでございますから、そのためにはもう少し再就職の促進とか自立の促進、こういう意味で五万円という金額を従来賃し付けし、一年間の雇用が続いた場合に債務を免除する、こういう制度をとつておるわけです。今回これを法律改正の機会に引き上げる、こういうことの措置をとらうとしておるわけでございますが、実はこの十五万円という金額につきましても非常に他の制度との関係等もございまして、これを引き上げるにつきますと私も、大臣以下、そういう意味で非常な障害も多かったものでございまして、思い切つてそこまで引き上げた。しかしそういうような特別の臨時的な措置でございまして、これを期間の制限のない一般的な制度にするという事につきましても非常に問題があるのかというように考えておるわけでございます。ただいま申し上げましたとおり一定期間を限つてしか十五万円、こういうような考え方で実施をいたしていきたい。

○島本委員 そこを考慮してもらえないか。考えないというのか。じゃ少しは考慮するというのか。いままでと同じで、全然考慮する余地がないのだ。五万円を十五万円にしたのだから腕前を高く評価せい、こういうふうに聞かされてくる。今後またいまの趣旨に沿つて十分考えるぐらいの幅の幅の広さを持たぬのか。どうも大臣がうんと言わないとだめですよ、これは。緊急失対の人だつてはつきり言う、日々雇用だといふけれども、三十五年も四十年もつとめていて。日々雇用と言いつながら長期雇用です。普通の企業であれば三十五年表彰を受ける人です。そういうような人たちがたくさんいる。それをやめるのだけれども、日々雇用じゃだめだ。日々雇用のまま長くつとめさせておくのは困つたことになる。こういうようなことはあまり大きな声で言えない。ただ法によつてこのものが認められたままで、そうして三十五年も四十年もおるから、それはあえて言う長期雇用であつて、日給であつても月給と同じようにもらつておるんですから、日給月給の制度であつて長期雇用である。そうならた場合には非常勤の特別職の地方公務員、こういうようなことにもなりますから、退職金的なこというような考えを少しも持つてあげたらどうですか。これでやめていく人ですよ。やめていく人なのだから、それぐらいのやつは十分考慮してやる愛情ぐらいあつてしかるべきじゃないかと私は思います。私はその点についてもっと幅のある、あたたかみのある答弁がほしいのです、大臣。

○野原国務大臣 就職支度金の問題につきましても、はい、努力をした結果、ようやくにして十五万円に引き上げになったという経緯もございまして。まあしかし、これで必ずしも十分であるかどうかという点については、御指摘の点も十分考慮しなければならぬ。したがつて、いまにわかにこれを引き上げるとか増額は非常に困難だと思つたわけでございますが、将来に向かつてはひとつ努力してみたいというふうに考えております。

○島本委員 将来に向かつて努力してもらいたい。そのことばに期待して前のほうへ進みます。努力を心から期待いたします。

それで、現在の失対の中にこれを残すようになりまふけれども、一種、二種、三種の現場がございまして。そして一種の場合はこれは高度で、資材費も高くして一人当たり二百八十円、二種の場合は中程度で百円、三種の場合は軽程度で十円くらい。六大都市の場合についてはこれは六〇％三種にせよと、こういうようなことのようにありますが、そのほかの地域は四〇％程度三種にしておる、こういうような指令ですか指示ですか、これを流しておるようであります。問題は、三種にいる人たちはいわば軽労働の、ほんとうにもう社会保障の恩恵を最大限度受けなければならぬような人たちですから、この資材費が一番問題じゃないかろうか。一人で十円、これではどのようにくふうしても、高齢者に合つたいろいろな事業を導入することは不可能じゃないか。たとえばポリエチレンの袋、こういうようなのをやらせるにしても、これにはやはり金がかかる。高齢者向きのものは金がかかるからやれないということになる。遊ばしておくから、こんなものは必要ないといつて、労働力の流用を名をかりて今度はいろいろいろいろなことを考えるようになるわけですが、これはよくないと思つて。この十円についても、特に今後老人、第三種の現場のためにも当然あたたかく考えてやるべきじゃないか、こういうふうに思いますが、この点についてひとつ大臣の、先ほどのようなあたたかい答弁を期待いたします。

○遠藤政府委員 失業対策事業の運営につきましてもは先生御指摘のようにならぬ、二種、三種と、三種の事業を実施いたしております。これは就労者の年齢構成なり体力なりに応じた事業を実施することによつて、就労者の就労の安定をはかつていきたい、こういう趣旨でございまして。就労者の構成を見ますと、六十歳以上の人はもうその半ばに達しております、こういう人たちにつきましても屋外の道路作業とかあるいは団地造成とか、そういう体力を必要とする重労働に従事させることはいかかというふうに考えまして、そういう老人の人たち、比較的体力の劣つた、

あるいは病弱者、そういった人たちにつきましましては三種の軽易な、あるいは屋内作業、こういったものに主として従事していただくような事業計画を都道府県、市町村に対して指示いたしましたわけでございます。その四〇％とかあるいは六〇％といいますが、各都道府県のそういった就業者構成の実情に応じて、できるだけこういった軽易な作業を拡大して、こういった人たちにそういった軽い作業に従事していただくという趣旨から出たものでございまして、各県あるいは各市町村一律にこういったものを強制しているわけでは決してございません。したがって実情に応じて事業計画を組んでもらうように、都道府県、市町村にお願ひしておるわけでございます。

そこで、こういった三種の事業につきまして、確かに御指摘になりましたように資材費は十円でございまして、これは一人当たり十円という平均単価で実施いたしておりますが、屋内作業とかそういった事業をやります場合には、必ずしも、御指摘のように十円という資材費単価では十分でないことはもちろんでございます。こういった三種のいろいろな資材費、と申しますよりはむしろ器材費を必要とする事業につきましては、それぞれ必要な器材費補助をいたしております。たとえば屋内でいろいろな、先ほど御指摘のポリエチレン袋をつくるとかそういった作業の場合に、それに必要な補助をいたす。そのほか公園の維持管理あるいは病院の給食施設の補助員とか、そういった点につきましては資材費をほとんど必要としませんので、その実情に応じて事業の遂行に必要な補助をいたすようにいたしておるわけでありまして。

○島本委員 これは十円にこだわらないで、事業に必要な資材費は、現在のままでやっているんだ、やれるんだ、こういったようなことですか。じゃ、第三種の軽労働の部分、十円は、これにこだわらない、今後上がることもあり得る、その方面に向かつて検討する、こういったようなことですか。御答弁をあらためて……

○遠藤政府委員 資材費につきましては、もちろん毎年資材費の値上がりに応じて単価を引き上げてまいっておりますが、一種、二種、三種ともそういった資材費は実情に応じて事業の遂行に必要なものを極力確保していくように今後とも努力していきたい、かように考えております。

○島本委員 じゃ、いままで事業に見合わない必要なものを十円として出しておった、こういったようなことになるのですか。十円で十分だ、見合ふものとして出しておった、こういったことになるのですか。官僚答弁としてはなかなかそのない、うまいことばかり言うからだめなんだ。十円では安いというところはわかっているんだから、これからどうするんだというところを、そこを失敗してもいいから、ばっしり出すのだよ。だから官僚の答弁はだめなんだ。これは大臣だ。——大臣を指名しておるのに、そばから官僚はよいいなことをしてはだめだ。

○野原国務大臣 私、実情がよくわかっていませんのであれですが、十分実情を調査しまして、増額する必要があるれば思い切つてふやしたいと考えています。

○遠藤政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、三種の事業の相当部分は、公共施設の維持管理、清掃、雑役といったようなたぐいの仕事で大部分でございまして、こういったものにつきましては、先生御承知のとおり資材費というのはさほど必要でございまして、平均的には現在の一人当たり十円というところで十分な面もあるわけでありまして。ただ三種事業と申しましてはいろいろなその他にもございまして、屋内でいろいろな作業をやらせるといふような場合にございまして、これは器材費の補助というより形では従来とも必要なものを補助いたしましてまいっておりますし、今後ともできるだけそういった種類の作業を拡大するようにはお願いいたしております。そういったものにつきましてはそういった必要な器材費等の補助はいたしてまいりたい、こういったふうに考えておるわけでありまして。

○島本委員 偶然にも大臣の答弁とあらはらななつて一致しました。それでこの次を期待して、一つ一つ実績を今度チェックいたします。どこの場所へ行つても、第三種何ぼいっているか、これは場所、行く先行く先全部チェックして歩きますから、ふえていない場合はただおきまして。

じゃ、次、市町村で、これは独自に就労日数を増すための単独事業をいたしているところ、こういったようなところに対してはこれを制限しようとするような通達を出したようでありまして。これはもう従来の行き方を認めるのが妥当じゃないか、これはもう思いいます。やはりこれは強力なる制限をするつもりですか。制限をするところこれは審議会の意向に反することになります。この点いかがですか。

○遠藤政府委員 失業対策事業につきましては全就業者について、民間、公共事業を含めて月間十二日の就労を確保するといつたてまえを従来とてまいりました。現在も二十二日の就労確保という点につきましては現在確保してまいっておりますつもりでございまして。この月間二十二日の就労と申しますのは、御承知のとおり緊急失対法のためと申すまいです。一般的にはこの失業就労者の人たちに民間事業へまず就職あつせんをする、その次には公共事業に就労あつせんをする、それでおかつ、就労の場がない場合に市町村営の失業対策事業にあつせんする、こういったてまえになつておりました。二十二日と申しますのは、こういった民間事業なり公共事業なりの就労日数を含めて一月月間に二十二日というものが現在のたてまえでございまして、一般的に行なわれているところと申すまいです。先生いま御指摘の、市町村が単独事業で事業を実施してそれに就労者を就労させるという点でございまして、この市町村単独で行ないます事業も一種の公共事業的なものでございまして。したがって、これに就労した日数は当然その月間二十二日の中に含まれるわけでございます。私どもはこの市町村営の事業に就労することをいけなというわけじゃないと申すまいです。

○島本委員 現在、県単位または市町村単位でこういったふうにして事業主体が単独の経費をもつてそれぞれ二十二日上積みをしている、そういったような都府県もあるわけですか。そういったようなことに対して、それをやるなということとはちよつとおかしいのじゃないか。現にいままでやっているし、やめて喜ばれているし、それによつてまた質も向上させている。にもかかわらず、それをやるといふのが正しいというところはこれはちよつといただけない。これはやはりいままでどおりに認めてやるのが妥当だ。法の精神からしても、審議会のほうでもこの点ではちゃんと触れておりますから、それはやはり審議会の精神を尊重するというのが態度でなければならぬと思ひます。この審議会の精神の尊重、これは大臣も言っているから、これも地方でやっているやつを打ち切らせるというのには無情でありますから、審議会の答申を尊重して今後運営したほうがいいと思ひます。ひとつ大臣の御答弁を伺いたいと思ひます。

○野原国務大臣 地方公共団体等ができるだけ単独事業への就労の日数をふやそうというところは、要するにまた失対の事業が非常に効果をあげておる証拠であらうと思ひます。そういったところに対してはできるだけ失対の方々のために、また地方のためにも、その持つておる能力を十分に発揮して、できるだけ多く就労の機会を与え、またその方々の所得をふやすというところは賛成でございます。したがって、それを制限するようには考えていません。これはいたしたくないというふうに考えています。

○島本委員 理事間の申し合わせもあり、そして質問はまだあるものであります。これは次に行なわれる山本委員のほうにすべて譲つて、私は答弁はいろいろまだ不満もあり、まだ留保している面もありますけれども、それは次回に答弁しても

らうことにして、この中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案、この問題についての私の質問については、きょうは一応これで終わっておきたいと思ひます。ただ、答弁全体に満足してこれはやめるのじゃございません。この点だけは重々に質問する委員長において含んでおいてほしい、このように思ひます。あとの問題は山本委員のほうに引き継いで慎重に十分検討してもらいたい、こういうふうに思ひますので、私の質問はこれで終わります。

○倉成委員長 次に、労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。島本虎三君。

○島本委員 私はあす、あさつてもうすでにストライキを予定し、いろいろ交渉しております。あるいはまた行動に移っております三公社五現業の賃上げ問題について、政府としてどのように対処するつもりなのか、これを聞きたいわけであります。

労働大臣の賃上げ幅の格差を避けよというこの声明、談話、それと同時に、今月中に有額回答をするという政府の方針、この方針がもうすでに報ぜられておるわけであります。したがって、政府のほうとしてはどのようにこれに対処するつもりなのか、大臣の御所見をはつきり承っておきたいと思ひます。

○野原国務大臣 三公社五現業の職員の給与問題につきましては、現に関係労使間で交渉中であり、生計費、国家公務員給与、民間賃金その他の事情を労使で検討し、十分話し合いを煮詰めることを期待しております。いわゆる当事者能力という問題につきましては政府としても十分考慮しておりまして、各当局の意向等も参酌し、昨年同様の努力をいたしたいと考えております。ただ本年は、ここ数年と異なりまして、経済事情も悪く、一部の企業体では経営上きわめて困難な問題

をかかえているので、この点につきましては労組も十分御理解をいただきたいと考えております。なお、もしも労使の自主交渉によって解決がきわめてむずかしいといった事態に立ち至った場合は、公労委の調整により事態の収拾をはかつていきたいというふうに考えております。

○島本委員 やはりこの話し合いなどによって煮詰めるのだ、昨年同様の努力をする、こういうふうなお話しであり、お考えのようであります。そうすると、当事者能力についてはいままでも本委員会でも田邊理事をはじめとして政府に対して強く要請し、その実行を迫つてまいりました。政府はその回復をはかりたいと表明してきたのでありますけれども、ほんとうに、この当事者能力を与えて自主的に賃金交渉を解決していく路線をさらに進めるように、これは当然すべきじゃないかと思うのですが、そういうふうにしていくのですか。

これは、政府は第三者にまかしているのですか。これは、政府はどういうような基本的な考えでおられるのですか。

○石黒政府委員 三公社五現業が公労法の適用を受けておりますたまたまから申しますと、当事者能力を十二分に發揮されることがきわめて望ましいことは、先生の御指摘のとおりでございます。私どもその方向に向かひまして、少しでも前進させるようにいろいろな点から工夫をこらしながら努力をいたしておるというのが労働省の考えであります。

○島本委員 いま言つたようにこれは当事者能力の發揮が望ましいし、その方向で前進させる、あるゆるくふうをこらして努力しておられる、これはそのままだちはよろしいと思ひます。この成果を早くあげるように期待しておきたいと思ひます。したがって、いま労政局長が言つた立場に立てば、本年も早く有額回答を行なつて、そして当局と組合側の交渉を促進させるようにするのが妥当だと思ひますが、この点までまだいかならないかと思ひます。これはどうなんですか。

○石黒政府委員 有額回答につきましても、できるだけ早くそれを出していただくことが望ましいというのが労働省の考え方でございます。ただ、先ほども大臣から申し上げましたように、これは一般経済事情が苦しい以外に、三公社五現業のうちでも経理事情が非常に苦しいところもございます。私どもはこれを調整するのにもむずかしい点がございます。私どもはいたしましては、そういういろいろな困難を何とか克服して早く回答ができるように努力いたしたいと思ひます。

○島本委員 具体的にいつ有額回答ができるように指導するんですか。

○石黒政府委員 いつという点がなかなかむずかしいわけでございますが、労働大臣は、新聞にも出ておりましたように、できれば四月中でもというふうな御方針を持っておられます。四月中もできればその中でも早い時期のほうはよろしいんじゃないかと思つておりますが、関係当局というのが非常にたくさんございまして、その調整が非常にむずかしいでございますので、私どもは労働大臣の意を体して努力していきたいと思つております。

○島本委員 聞くところによりますと、自主交渉を行なつてゐるのは全専売と専売局、それから電電公社と全電通、かなり交渉が煮詰められまして、そして現状では有額回答がなければもうそれ以上進まないところまで話し合いを煮詰めてゐる、交渉も進んでゐる、こういうふうにいわれているんです。これに対して、当然早く回答を行なうべきは労働省もよくよく、こういうことになると思ひます。どうも私どもは、これはほかのほうにいろいろと果を及ぼし、一つの問題を、解決できる問題でも、それをやらないうで全体の足並みを、交渉あるなしにかかわらず、また一括して何かによりながら解決しようとするいわばいままでの行き方、それをまた労働省は指導されるんじゃないか、こういうふうに思ひます。もしそうだとすると、それは民主的じゃありません。そうだとすると、それは自主交渉ではありません。

せん。そうだとすると、いままでの指導はここでもまた一つの転機に立つわけですね。私、そういうふうな時点からして、やはり賃上げ問題を解決するには、もう額の提示をさせていいのではないかと。一体その辺まで労使紛争を激化させる方向はとらないほうの指導がむしろ労働省としてとるべきじゃないかと思ひます。そこでもう行つてゐるというふうに私は聞いておりますが、行つてゐるのですか、行つていないのですか。電電公社並びに専売局、来ていると思ひますが、この交渉の経過を発表してもらいたいと思ひます。

○三角説明員 お答えいたします。

すでに全専売のほうから三月一日に要求書が出されておりますが、三月十一日以降十数回にわたつて国交なり小委員会でも交渉をやつておるわけでございます。そういう経過でかなり交渉も煮詰まつてまいつてきてゐると思ひますが、何ぶんにも民間の賃上げと申しますか、そういう趨勢がかなりおくれつてゐる情勢にございまして、判断をいたしますにおきましても相当慎重にやらなければいけないというふうな状態でございます。

○玉野説明員 電電公社のほうにつきましましては、全電通から三月十五日に要求書が出てまいりまして、今日まで約十二、三回団体交渉をやつておりますが、その中で基礎になる消費者物価の方向とか、ないしは私のほうの経営状況とか、いろいろなことを説明して、前提条件をいろいろ話しておるわけでございます。したがひまして、そういういろいろな条件につきましましては労使双方でいろいろ確認し合つていく、数字の確認といひますか、そういうのでかなり煮詰まつてきておりますが、先ほど専売からもございましてたまたま、このしにつきましましては、大企業といひますか、私のほうで参考になるような大企業の出足がかなりおくれつておりますので、その辺をもう少し見ないといひからぬ点もございまして、大企業自体の出方をもう少し見たい、こういう点が残つておるわけでございます。

○島本委員 これはやはりいろいろな指導、いろいろな経過を通じて現在のところまでできているわけです。そうして、それによって自主交渉によって解決してもいい、この辺までそれぞれの実力がついてきているわけですから、そうなりますと、労使対等の原則からしてこういふような行き方を指導するのがやはり労働省でなければならぬと思うのです。しかし労働省のほうでは、これはいまは違ふかも知れませんが、いままではほんのわずかなもの、全然問題にならないような額、こういうようなものを出して、あとは民間の決定を待つてやうと公労委のほうにやってきめてしまふ、こういうような一つの情性を脱し切れなかつたわけです。今回も当然そうなるんじゃないか、こんなことを心配するわけですから、しかし、それによつても

わづかなものを出して労使の紛争を激化させる、こういうようなことはとらないようにして、やはり思い切つて交渉はさせるべきじゃないか。時期の点においてはどうかそれはわかりませんが、交渉はある程度まで民主的にさせるべきじゃないか。そうしてさらに自主交渉が進められても、最終段階は現在の制度上公労委に移ることは当然なるんじゃないか、こういうふうに予想されるわけです。この中では、自主交渉によつて積み上げられた問題で、こういうようなものを具体的に生かしていきけるように、これは政府のほうで公労委に対して十分指導すべきではなからうか。そうでなければ、労働組合法並びに労働組合の民主的な運営、この方面から見てこれはちよつと困ることになる、こういうふうに思うわけなんです。したがつて、このことが自主交渉を定着さしていく一つの大きい根源になるんじゃないか、こう思いますが、これに対しては一体労働省ではどのように考えておられますか。これはやつちやだめだと思つて

いるんですか。やはりやらせるべきだと思つて

いますか。経済情勢がままならぬから、それは黙つて見ておいて、一定の時期までひより見をしようとする考えなんです。基本的な問題をはつきりさせてください。いま私の言つた点で正しい

と思います。これに対して労働省はどのような態度をとつて指導しようとするのですか。

○石黒政府委員 労働省といたしましては、自主交渉をできるだけ促進したいという方針でございます。具体的には、先ほど申し上げましたとおりでございます。具体的な指導というふうにするか、たとえばたゞいま公労委を指導するというふうなおこがございしましたが、私もそこまで公労委に介入することでもできません。直接事件の問題を離れて意見の交換をしておりますが、公労委としても、自主的交渉能力を強めるというところがきつめて望ましいという態度をとつておるうちに承知しておりますので、私もそういう公労委の方針に全面的に賛成している次第でございます。

○島本委員 それで労働大臣としても、当面するこの賃上げ問題、もうすでにストライキを明後日に控えて、そうしていよいよもつて労使の間でデッドロックに乗り上げる、こういうふうな可能性が出てきている当面の賃上げ問題を円満に解決していくべきであつて、そのために当然大臣としても苦勞もされておるでしうけれども、今後

も大いにがんばつてもらわなければならないところだと思ひます。それで二十三日にストライキが行なわれることを十分考慮して、ひとつ今明日にでも積極的にこの問題に対して対処し、そして交渉を進めさせる、自主交渉の点についても十分認めてこれを進めさせる、これが他のほうの、交渉をやつていない同じ三公社五現業に対していい結果を与えることになります。そして、そこまで追いつき追い越せ、常にそういうような努力がお互いに払われるようになります。私はそういうようなのが民主的な労働組合の運動だ、こういうふうに思つておりますけれども、大臣としても、この問題についてはさらに積極的に努力し、対処してもらいたい、こういうふうに私は要請しておきたいと思ひます。大臣の御高見を拜聴したいと思ひます。

○野原國務大臣 三公社五現業は、さつきストライキという話がございましたが、そうした違法なことが発生しないように私どもは期待しております。そこで労使が十分話し合ひをすると同時に、当事者能力をもつて回答を与える、できるだけすみやかに組合に対して当局側の方針を明らかにする必要もあるわけでございます。そこで、先ほど労働局長から申し上げましたが、できるだけ早く回答を与えるよう、目下関係各省と連絡をいたしておるのであります、近くそういった話し合ひがまとまり次第、できるだけ早く回答を与えるというふうに考えております。

○島本委員 大臣の努力と成果を期待して、今後自主交渉の成果というふうなものに対してもしっかり十分指導するようにして、労働組合の民主的な前進と話し合ひ、それによつて不穏なストライキ、こういうようなことになる前に十分対処するように、やらなくても十分解決できるように、この方策を十分今後講じ、そして指導するようにしてもらいたい。そして不慮の事態を避けるようにしてもらいたい。このことだけを強く要請して私の質問を終わりたいと思ひます。

委員長、ありがとうございます。

○倉成委員長 次回は明二十二日午前十時より理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時二十三分散會

社会労働委員会議録第三号中正誤		同会議録第九号中正誤	
ベシ 段行 誤	正	ベシ 段行 誤	正
二 二末 非順	悲願	五 二 三 上げる	上がる
六 三 七 操上	操作	七 三 九 先生取得	先行取得
七 一 二 被爆	被爆	三 四 九 要請	要請
七 一 三 出断	判断	七 四 三 だれか	だれか
同会議録第四号中正誤		同会議録第十四号中正誤	
ベシ 段行 誤	正	ベシ 段行 誤	正
三 四 三 そこは	そこに	二 二末 二千五百戸	二万五千戸
一〇 二 六 官吏は	官吏又は		
二 三 四 七 政務特官	政務次官		
一 九 四 末 いただきたい	いただきたい		
同会議録第六号中正誤			
ベシ 段行 誤	正		
二 二 元 としは	としては		
三 一 三 時に	特に		
二 三 二 がくなると	がなくなると		
三 二 三 土	下		
三 三 六 ほきない	できない		
一 九 四 末 でしょう	でしょう		
三 三 六 医学的	「医学的		
同会議録第七号中正誤			
ベシ 段行 誤	正		
七 四 〇 以外	以下		
三 一 末 ほめた	ほめる		
三 三 六 雇称	雇用		
二 二 末 私さ	私の		
同会議録第八号中正誤			
ベシ 段行 誤	正		
六 二 末 ものも	そのもの		
三 三 一 り持ちません	を持ちません		
二 三 三 おるもので	おるもので		

第一類第七号

社会労働委员会議録第十六号

昭和四十六年四月二十一日

昭和四十六年五月六日印刷

昭和四十六年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局